

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認東京地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	275 件
国民年金関係	25 件
厚生年金関係	250 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	92 件
国民年金関係	51 件
厚生年金関係	41 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年4月及び同年11月から46年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年4月  
② 昭和45年11月から46年9月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、自身及び父の国民年金保険料と一緒に私の保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、昭和48年10月頃に払い出されており、申立人が所持する国民年金手帳にも被保険者資格取得日は20歳誕生日前日の45年\*月\*日と記載されているにもかかわらず、手帳記号番号払出簿、被保険者台帳及び年度別納付状況リストでは、資格取得日が誤って同年5月23日と記載されており、このため、オンライン記録上、申立期間①は、本来強制加入被保険者期間であるにもかかわらず、未加入期間とされている。

また、申立人が所持する領収証書から、申立人は、昭和49年1月16日から同年7月16日にかけて48年4月から49年9月までの保険料を現年度納付するとともに、同年7月16日には46年10月から48年3月までの保険料9,000円を一括して過年度納付していることが確認できるが、当該過年度納付時点では、46年10月から47年3月までの保険料は時効により納付することができず、当時実施されていた第2回特例納付により納付したこととするとしても保険料額が不足することになる。上記の年度別納付状況リストでは、46年10月から47年3月までの保険料は特例納付済みとされ、同年12月から48年3月までの保険料は未納とされていること、及び申立人は49年9月25日に47年11月分不足分500円を納付した領収証書を所持していることからみて、上記の過年度納付に係る事務処理は、納付された保険料の金額に対応するように、事後に特例納

付期間と未納期間を調整し、不足額の徴収を行ったものと考えられるが、詳細は不明である上、当該リストには、手帳記号番号払出前に実施されている第1回特例納付による保険料納付を示す記載が認められる。

さらに、オンライン記録では、平成21年8月20日に、未納であった昭和45年5月から同年10月までの期間が特例納付済期間に、未納であった47年12月から48年3月までの期間が納付済期間に記録訂正されていることが確認でき、上記の過年度納付の領収証書が判明したことから、当該記録訂正がなされたものと考えられるものの、過年度納付分18か月のうち上記の10か月分のみ記録訂正される合理的な理由も考えられない。

以上のとおり、申立人の納付記録の管理には、数多くの不適切な状況が認められるが、時効後過年度納付された保険料を第2回特例納付分とする事務処理は、納付額不足により未納期間を生じさせることから、申立人に連絡した上で処理されたと考えられる。特例納付を行う場合には、強制加入被保険者期間の確認が行われるのが通常であり、また、申立人の年齢及び国民年金加入時期からみて、年金の受給資格期間を満たすためではなく、年金を満額受給するために特例納付が行われたと考えられ、本来強制加入被保険者期間であった申立期間①の昭和45年4月まで遡って保険料の特例納付が行われたと考えるのが相当である。

なお、申立人は、申立期間を除き60歳に到達するまでの保険料を全て納付しており、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとする母親及び母親と一緒に保険料を納付していたとする父親は、国民年金制度発足当初から60歳に到達するまでの保険料を完納している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から48年3月まで

私は、区の出張所で国民年金の加入は義務ですと言われたのをきっかけに国民年金に加入し、加入時に5,000円から6,000円くらいまでの国民年金保険料をまとめて納付したことを記憶している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間直後の昭和48年4月以降、現在に至るまでの国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和48年9月から10月頃までに払い出されているが、当該払出時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、当時、申立人が居住していた区では、申立期間内の47年10月から保険料の電算処理が開始されており、当該電算移行後は、払出日前の過年度保険料分についても納付書の送付等の納付勧奨が行われていたものと考えられること、申立人が加入時にまとめて納付したとする金額は、申立期間の保険料を過年度納付した場合の保険料合計額とおおむね一致していること、申立人は申立期間当時には専門職として収入を得ており、申立期間の保険料を一括納付することは可能であったと説明していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年10月

私は、結婚当初は、国民年金に加入しておらず、国民年金保険料を納付していなかったが、将来のことを考えて夫婦で国民年金に加入して、妻が夫婦二人分の保険料を納付してきたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和60年11月に妻と同時期に払い出されており、申立人は、同年12月から国民年金保険料の納付を開始し、申立期間直前までの保険料を納付していること、63年12月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時期からみて、当該納付書は申立期間の保険料に係るものと認められること、当時同居していた申立人の両親は、国民年金制度発足当初の1年間を除き国民年金加入期間の保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

なお、申立人の保険料と一緒に納付していたとする妻の申立期間に係る申立てについては、当委員会の決定に基づき平成22年8月11日付けで年金記録を納付済みに訂正することが必要であるとする通知が行われている。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年8月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から47年3月まで

私の父は、私が大学に入った20歳のときに国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は8か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年9月に払い出され、申立人は、学生時の20歳から強制加入被保険者として資格取得しており、当該払出時点で申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったこと、申立人の保険料を納付していたとする申立人の父親及び父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の母親は、40年4月から60歳に到達するまでの保険料を全て納付しているほか、47年6月30日に40年度から44年度までの保険料を第1回特例納付により納付し、47年12月1日に45年度及び46年度の保険料を過年度納付するとともに、47年8月及び同年11月に47年度の保険料を現年度納付していることが両親の被保険者台帳から確認でき、父親は申立人の国民年金の加入手続時の47年当時は国民年金に対する関心が高かったと考えられ、申立期間の保険料を未納のままにしていたとは考えにくいことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月、同年 5 月、53 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月及び同年 5 月  
② 昭和 53 年 2 月及び同年 3 月

私は、昭和 49 年 12 月頃、区役所で厚生年金保険から国民年金への切替手続を行い、国民年金保険料を未納の無いように納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間はそれぞれ 2 か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 50 年 1 月頃に払い出されており、申立人は、49 年 12 月以降申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立期間のいずれもその前後の期間の保険料は現年度納付されていることが特殊台帳で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和37年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和17年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年4月から同年10月まで  
私は結婚する際に父から国民年金手帳を渡され、国民年金保険料を全部納付してあると言われた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を納付したとする父親は申立期間を含む昭和36年4月から46年3月までの期間の10年年金の保険料を全て納付しているほか、父親が保険料を納付していたとする申立人の母親は保険料を完納しており、同様に父親が保険料を納付していたとする申立人の姉妹は国民年金加入期間の保険料を全て納付又はおおむね納付しているなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年4月まで

私は、未納となっている申立期間の国民年金保険料について、平成2年か3年頃に夫婦で区役所に相談に行った際、区役所では納められないと言われたので、社会保険事務所（当時）に行き納付書をもらい、私が郵便局か金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人は、平成2年か3年頃に区役所に相談に行った際、区役所では保険料を納付することができないと言われ、社会保険事務所で納付書をもらい、申立人が夫婦二人分の保険料を遡って納付したと具体的に説明しており、妻は申立期間直後の自身の第3号被保険者資格の取得日が3年7月に追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和63年9月から平成元年7月まで  
② 平成元年12月から2年4月まで

私は、未納となっている申立期間の国民年金保険料について、平成2年か3年頃に夫婦で区役所に相談に行った際、区役所では納められないと言われたので、社会保険事務所（当時）に行き納付書をもらい、夫が郵便局か金融機関で夫婦二人分の保険料を納付した記憶がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、当該期間は5か月と短期間であり、申立人は、平成2年か3年頃に区役所に相談に行った際、区役所では保険料を納付することができないと言われ、社会保険事務所で納付書をもらい、申立人の夫が夫婦二人分の保険料を遡って納付したと具体的に説明しており、当該期間直後の自身の第3号被保険者資格の取得日が3年7月に追加されていることがオンライン記録で確認でき、当該記録追加時点では当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人及びその夫は保険料の納付額、納付時期及び納付月数に関する記憶が曖昧であるほか、申立人の国民年金の加入記録が整備された3年7月時点では、当該期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人の夫が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年12月から2年4月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年3月まで

私の父は、市役所で私の国民年金の加入手続を行い、毎年4月に国民年金保険料を金融機関で前納してくれていた。年金事務所の納付記録では、平成4年12月から5年3月までの期間が免除期間と記録されているが、私も父も保険料の免除申請を行った記憶は無く、父が私の保険料と一緒に納付していた妹は、保険料が納付済みとなっている。申立期間のうち4年4月から同年11月までの保険料が未納とされ、同年12月から5年3月までの保険料が免除とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は、12か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は前納により納付済みである。また、申立人の父親と一緒に保険料を納付していたとする申立人の妹は、申立期間のうち、20歳になった平成4年\*月から申立人の保険料が免除とされている期間を含めて5年3月までの期間の保険料が納付済みであるほか、申立人及びその父親は、申立期間当時、免除申請を行った記憶は無く、経済的にも免除申請を行う必要はなかったと説明しており、申立人のみが申請免除とされているのは不自然である。

また、申立期間当時、申立人が居住していた市の住民票の記録から、申立人は、平成4年4月7日に当該市へ転入届出を行っていることが確認でき、申立人及びその父親は、転入届出は、従前住所地を転出届出後に速やかに行ったとしていること、申立人の従前住所地の市では、3月中には翌年度の納付書を送付していたことから、申立人に対し、申立期間に係る納付書が交付されていたと考えられ、父親が申立期間の保険料を前納を含めて納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 7 月から 51 年 6 月まで  
② 昭和 52 年 4 月から同年 6 月まで

私は、納付時期の記憶は定かではないが、夫と二人分の国民年金保険料を 2 回に分けて区役所で納付した。申立期間①及び②の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、3 か月と短期間であり、当該期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、一緒に納付したとする夫も申立期間が納付済みであるなど、申立内容に不自然さは見当たらない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期の記憶が曖昧であるほか、申立人は、申立人の弟から借りた金額を、夫婦二人分の保険料として、2 回に分けて区の区民館で納付したと説明するものの、納付したとする納付額は、申立期間を過年度納付及び第 3 回特例納付で納付した場合の納付額と大きく相違しているほか、申立人の居住する区は、当該区民館の開設は昭和 53 年 4 月であり、国民年金の収納業務は現年度保険料のみの取扱いで、過年度納付及び第 3 回特例納付保険料の収納業務は取り扱っていなかったと説明している。

また、当該区の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は当該期間中の昭和 41 年 12 月に所在不明、53 年 2 月に所在確認と記載されていることから、当該期間の大半は不在として取り扱われていたことが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月

から同年6月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年7月から同年9月まで

私は、国民年金の加入手続をした際、誕生月から国民年金保険料の納付を開始すれば納付月数も分かりやすく都合がいいと考え、私の誕生月である昭和60年\*月まで遡って保険料の納付を開始した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、昭和60年10月以降の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された昭和62年7月頃の時点で申立期間の保険料を過年度納付することが可能であったこと、申立人が所持する区役所から送付された文書には、「昭和60年7月から昭和62年3月分の国民年金保険料も納めることができます」との記載があること、申立人は申立期間直後の60年10月から62年3月までの保険料を過年度納付していることがオンライン記録で確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から62年1月までの期間及び同年6月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和61年4月から62年1月まで  
② 昭和62年6月

私は、昭和61年2月に、区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②は、それぞれ、10か月及び1か月と短期間であり、オンライン記録によると、当該期間の前後の期間に係る国民年金保険料は納付済みとなっていることが確認できる。また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、昭和62年2月頃に払い出されていることが推認できることから、申立期間①及び②の保険料は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、現年度納付又は過年度納付することが可能である。

さらに、申立期間①の保険料について、申立人は、「区役所で5万円未満の大きい金額を納付したほか、金融機関で2回くらい納付した。金融機関で納付した保険料額は、1回あたり1万2,000円くらいだったと記憶している。」と述べており、申立人の述べている納付金額は、申立期間における2か月分の保険料額とおおむね一致し、区役所で納付したとする5万円未満の大きい金額は、金融機関で納付したとする2回分を差し引いた6か月分の保険料額とおおむね一致する。

加えて、申立期間②の保険料について、申立人は、「当時居住していたアパートの2、3軒隣りにあった郵便局で納付した。納付した保険料額は、1回、1万2,000円くらいだった。2か月分を1回で納付したこともあったかもしれない。」と述べており、申立人の述べている納付金額は、申立期間②を含む2か月分の保険料額とおおむね一致する。

これらのことを踏まえると、申立人が述べている申立期間①及び②に係る保険料の納付方法及び納付金額等は、具体的であり、申立人の申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 4 月から 46 年 6 月まで  
② 昭和 51 年 7 月から同年 9 月まで

私は、申立期間①については、昭和 36 年 4 月頃に国民年金に加入し、国民年金保険料は、最初は集金人に、その後は郵便局で納付してきた。申立期間②については、A 区の近所の郵便局で欠かさず保険料を納付してきた。申立期間①が国民年金に未加入で保険料が未納とされ、申立期間②の保険料が付加保険料を含めて未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によれば、昭和 50 年 10 月に A 区において払い出されていることが確認でき、当該期間の国民年金保険料は現年度納付することが可能である。

また、オンライン記録によれば、申立期間②の前後の期間は、申立人が国民年金に任意加入している上、昭和 50 年 10 月の加入当初から定額保険料に加え付加保険料も納付しており、申立期間②を除き 60 歳に到達する前の月までの期間の保険料を付加保険料も含めて納付していることが確認できる。

さらに、申立期間②は 3 か月と短期間であり、保険料を納付していたとする郵便局は、当時開設されていたことが確認できる。

加えて、保険料が未納であれば発行されたと考えられる申立期間②に係る過年度納付書の発行記録が無いことがオンライン記録により確認できる。

以上のことから、申立人の申立期間②に係る申立内容に不自然さは見られない。

2 一方、申立期間①について、申立人の国民年金手帳の記号番号は、前述のとおり、昭和 50 年 10 月に A 区において払い出されており、当該期間当時に居住していたとす

るB区においては、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを示す記録は確認できず、ほかに申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、当該期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点より前において、申立人が国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間①当時、居住していたB区で店を営んでいたことや青色申告を行っていたこと等の記憶はあるものの、国民年金の加入手続及び保険料の納付についての記憶は曖昧であり、申立人から国民年金の加入手続等について具体的な供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間①の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 7 月から同年 9 月までの付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年11月から46年3月まで  
② 昭和46年11月から48年3月まで

私は、20歳のときに国民年金の加入手続をして、国民年金保険料は母が町内会組織の集金人に納付してくれたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち昭和47年4月から48年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳の記号番号は、同年2月に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料を現年度納付することが可能であったこと、申立人が申立期間当時居住していた区では婦人会による保険料の収納組織が当時存在していたとしていること、申立人は、47年度の2か月ごとの保険料額が手書きで記載された市の国民年金保険料仮領収書を所持しており、当該領収書には集金人とみられる個人の印が押されていることが確認できることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①及び申立期間②のうち昭和46年11月から47年3月までの期間については、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点では、45年11月及び同年12月の保険料は時効により納付することができないこと、当時集金人は過年度保険料の収納を行っていなかったと考えられること、申立人は、申立期間当時に母親が集金人への納付以外の方法で保険料を納付していた記憶は無いと説明していることなど、申立人の母親が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年

4月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月及び10年1月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年8月  
② 平成10年1月

私は、昭和53年12月に会社を退職した後すぐに国民年金に加入してから1か月の未納もないように継続的に国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月といずれも短期間であり、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、会社を退職した昭和53年12月以降、申立期間を除き保険料を全て納付している。

また、申立人の保険料を口座振替している夫の普通預金元帳記録から、平成7年2月分及び9年9月分の保険料は口座から引き落とされた記録が無いことが確認できるが、当該月の保険料はオンライン記録では納付済みとなっていることから申立人はこれらの月の保険料は納付書で納付したと考えられ、申立期間の保険料についても納付書で納付したと考えられるなど、申立内容に不自然さはみられない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成4年2月及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月  
② 平成4年4月から同年6月まで  
③ 平成4年9月から6年2月まで

私の父は、私が20歳のときに国民年金の加入手続を行い、大学在学中の国民年金保険料を納付してくれていた。私は、就職が決まった頃、父から自分で保険料を納付するようにと納付書を渡されたので、就職する直前までの残りの保険料は自身で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、1か月及び3か月と短期間であり、当該期間前後の国民年金保険料は納付済みである上、当該期間前後を通じて、申立人及び保険料を納付したとする申立人の父親の住所や父親の仕事に変更は無く、生活状況に大きな変化は認められないなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間③については、申立人の父親及び申立人が当該期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、当該期間の大半の保険料を納付したとする父親は、当該期間のうち、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成5年1月以降の保険料が全て未納である上、当該期間のうち就職する直前の期間の保険料を納付したとする申立人は、納付期間、納付場所及び納付額の記憶が曖昧であるなど、父親及び申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、申立人から申立期間③の保険料を納付していたことをうかがわせる具体的な説明は無かった。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成4年2

月及び同年4月から同年6月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成8年4月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月から同年12月まで

私は、20歳になった頃に親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付していた。大学へ通学するために平成8年3月に転居して以降も、引き続き1か月か2か月ごとに区役所で保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は9か月と短期間であり、申立期間前後の期間の国民年金保険料は納付済みであるほか、申立人は、申立期間を除き、国民年金加入期間の保険料を全て納付している。

また、申立人の戸籍の附票及びオンライン記録によると、申立人は、申立期間の前月の平成8年3月22日に申立期間当時居住していた区への転入手続きを行っていることが確認でき、転入先の区では、住所の転入手続きを受理した際に添付されていた転出証明書に国民年金への加入の旨が記載されている場合は、国民年金記録の転入処理を行い、後日納付書を送付していたと説明しており、申立人は申立期間の納付書を受け取っていたと考えられる。

さらに、申立期間当時、申立人に保険料を含めた金額の仕送りを行っていたとする父親は、オンライン記録によると、当時の平均給与月額を上回る標準報酬月額であることが確認でき、申立人及びその家族の生活状況に大きな変化は認められないことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年2月から63年9月まで  
② 平成元年1月から同年5月まで

私は、時期は定かでないが国民年金の加入手続を行った後、その手続をした年度の国民年金保険料とその前の期間の未納となっていた保険料の納付書が届いたので保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成2年6月頃に払い出されており、当該払出時点で当該期間の国民年金保険料は過年度納付することが可能であるほか、申立人は、当該期間直前の昭和63年10月から同年12月までの期間の保険料を過年度納付していることが確認でき、この時点で当該期間の保険料を過年度納付することが可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、上記の手帳記号番号払出時点で、当該期間の大半は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在所持する年金手帳以外の手帳を所持していた記憶は曖昧であり、当該期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、平成元年1月から同年5月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 4 月  
私の母は、私が 20 歳の頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は1か月と短期間であり、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和47年1月に払い出されており、申立人は、46年4月以降、申立期間を除き国民年金保険料を全て納付しているほか、申立期間前後の保険料は納付済みであること、申立人の保険料を納付していたとする母親は、国民年金制度発足時の36年4月から60歳に到達するまで保険料を全て納付しており、父親も36年4月から厚生年金保険加入前の48年6月まで保険料を全て納付していることなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの期間及び61年4月から62年3月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月から62年3月まで

私は、国民年金保険料の納付は学生以外は義務だという通知が届いたので私か母が私の国民年金の加入手続きを行い、加入当初は主に母が、昭和52年3月に転居した後は私か母が保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの期間については、申立人は、同年3月の転居後に申立人自身か母親が国民年金保険料を納付していたと説明しており、同年4月から同年6月までの保険料を納付していることがオンライン記録から確認でき、52年度の納付書を受け取っていたものと考えられること、申立人の保険料を納付したとする母親は当該期間の保険料は納付済みであることなど、申立内容に不自然さは見られない。

また、申立期間のうち、昭和61年4月から62年3月までの期間については、53年3月15日に国民年金の被保険者資格を喪失した記録が61年12月15日に取り消されていることがオンライン記録から確認でき、申立人が当時居住していた市では、被保険者の資格喪失の取消手続きが行われた場合、現年度保険料の納付書を発行していたと説明しており、申立人は、当該期間の納付書を受け取っていたものと考えられることなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和52年10月から61年3月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立人が被保険者資格を喪失する前の52年10月から53年3月までの期間の保険料は未納であること、上記の資格

喪失取消手続が行われるまでは53年3月から61年11月までの期間は未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であったこと、上記取消手続時点では59年9月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であったこと、その後の59年10月から61年3月までの期間は保険料を過年度納付することが可能な期間であったが、申立人は遡って保険料を納付した記憶が曖昧であることなど、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和52年7月から同年9月までの期間及び61年4月から62年3月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年10月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年10月から10年3月まで

私は、平成9年3月に元夫が会社を退職したことに伴い国民年金の被保険者種別変更の手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。納付期限後に保険料を納付したこともあったが、未納が無いように納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間は6か月と短期間であり、申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、申立人が納付したとする申立期間の保険料額は、申立期間当時の保険料額とおおむね一致している。

また、申立人は複数回の厚生年金保険から国民年金への切替手続き及び被保険者種別変更の手続きを適切に行っていること、申立期間直前の平成9年5月から同年9月までの期間の保険料は同年10月に一括で現年度納付され、申立期間直後の10年4月及び同年5月の保険料は11年10月に過年度納付されていることがオンライン記録で確認でき、これらの納付時点で申立期間の保険料を一緒に現年度納付又は過年度納付することは可能であったことなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和36年4月から38年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から51年2月まで

私は、昭和36年頃に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和36年4月から38年7月までの期間については、申立人は、国民年金制度が始まった頃に居住していたアパートの中庭に市の職員が机を置き国民年金の加入手続を受け付けていたため、近所の人たちと一緒に加入したと具体的に説明していることから、当委員会において申立人が当時居住していた市の国民年金手帳記号番号払出簿の昭和36年度の目視調査を日本年金機構に依頼した。その結果、申立人の現在の基礎年金番号とは別の国民年金手帳の記号番号が昭和37年1月29日に払い出されていたことが判明し、37年以降に申立人と同じ市に居住していた知人は当時市職員が国民年金保険料の集金をしていたと説明しており、申立人が当該市に居住していた38年7月までは集金人に保険料を納付することが可能であったなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間のうち、昭和38年8月から51年2月までの期間については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は38年8月に他市へ転居した以降に転居先の3市区において国民年金の住所変更手続を行った記憶が無いと説明しており、上記の手帳記号番号払出簿の備考欄には、「不在」と記載されていることから、申立人は当該期間当時には事実上「不在」状況にあったものと推認できる。また、当該期間のうち過半の期間の保険料納付方法は印紙検認方式であったが、申立人は印紙検認に関する記憶が曖昧であり、印紙検認方式による保険料の納付を5年以上継続していた場合は年金手帳の更新が必要となるが、

申立人はその記憶も無いなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 36 年 4 月から 38 年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 2 月及び同年 3 月  
② 昭和 63 年 2 月及び同年 3 月

私は、転職のため一時的に無職となったので、区出張所で国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付した。私が一緒に納付した妻の保険料は納付済みである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人は、区出張所で自身の国民年金の加入手続と申立人の妻の被保険者種別変更手続を一緒に行い、国民年金保険料も一緒に納付したと説明しており、妻の第 3 号被保険者から第 1 号被保険者への種別変更手続は、当該期間中である昭和 63 年 3 月 15 日に処理され、妻の当該期間の保険料は同年 4 月に納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

しかしながら、申立期間①については、申立人が当該期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は夫婦二人分の保険料を区出張所で納付したと説明しているが、申立人が所持する普通預金通帳では申立人の妻の当該期間を含む昭和 61 年 1 月から同年 3 月までの保険料は同年 4 月 15 日に口座振替されていることが確認できるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 2 月及び同年 3 月の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年10月から9年2月まで  
私は、厚生年金保険適用事業所を退職後の平成8年7月頃に国民年金に加入し、第3号被保険者になるまでの期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間は5か月と短期間であり、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間前の平成8年9月に払い出されており、申立期間の保険料は現年度納付することが可能であったほか、申立期間直前の8年7月から同年9月までの保険料は現年度納付されていることがオンライン記録で確認できるなど、申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成18年7月から19年6月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和61年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成18年7月から19年6月まで  
私の父は、私が20歳のときに免除申請の手続を行ってくれた。その後は毎年父か私が免除申請を行っていた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳のときに父親が国民年金保険料の免除申請手続を行ってくれた後は、父親か自身が免除申請を行っていたと説明しており、申立人は申立期間を除き国民年金加入期間の保険料は全て申請免除又は若年者納付猶予をしているほか、申立人の20歳到達時点での住民票は父親と同居していた市にあり、申立期間直前の期間は平成18年\*月\*日に若年者納付猶予の申請が行われ、同年4月28日に決定を受けていることがオンライン記録で確認でき、同年9月12日に申立人のみ市から区へ住民票を移動し父親とは別世帯となり、申立期間直後の19年7月から20年6月までの期間は19年8月8日に免除申請手続を行っていることが、年金事務所が保管していた国民年金保険料免除・納付猶予申請書(控)で確認できる。

また、申立人は申立期間及びその前後の期間となる平成17年度から19年度は住民税がいずれも非課税となっており、申立人の所得状況に大きな変化は認められないなど、18年9月に住民票を区に移動した後に自身が免除申請の手続を行ったとの申立内容に不自然さは見られない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間：＜申立期間＞（別添一覧表参照）

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。同社は、年金事務所に賞与支払届を提出したものの、時効により厚生年金保険料を納付できず、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された期末手当支給明細及び賞与支給明細により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記期末手当支給明細及び賞与支給明細において確認できる厚生年金保険料控除額から、＜申立期間＞（別添一覧表参照）は＜標準賞与額＞（別添一覧表参照）とすることが妥当である。

なお、申立人の当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主が届出の誤りにより保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

（注）同一事業主に係る同種の案件200件（別添一覧表参照）

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18650	男		昭和25年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18651	男		昭和39年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
18652	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
18653	男		昭和36年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
18654	男		昭和42年生		平成16年3月10日	8万 2,000円
18655	男		昭和42年生		平成16年3月10日	8万 4,000円
18656	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18657	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
18658	男		昭和26年生		平成16年3月10日	11万 5,000円
18659	男		昭和36年生		平成16年3月10日	9万 8,000円
18660	男		昭和35年生		平成16年3月10日	8万 8,000円
18661	男		昭和35年生		平成16年3月10日	9万 5,000円
18662	男		昭和45年生		平成16年3月10日	7万 9,000円
18663	男		昭和39年生		平成16年3月10日	8万 6,000円
18664	男		昭和31年生		平成16年3月10日	9万 5,000円
18665	男		昭和25年生		平成16年3月10日	8万 5,000円
18666	男		昭和46年生		平成16年3月10日	8万 1,000円
18667	男		昭和44年生		平成16年3月10日	8万 2,000円
18668	男		昭和39年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
18669	男		昭和24年生		平成16年3月10日	9万 円
18670	男		昭和36年生		平成16年3月10日	9万 円
18671	男		昭和35年生		平成16年3月10日	8万 7,000円
18672	男		昭和42年生		平成16年3月10日	8万 7,000円
18673	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18674	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18675	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18676	男		昭和26年生		平成16年3月10日	10万 8,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18677	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18678	男		昭和30年生		平成16年3月10日	8万 4,000円
18679	男		昭和38年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
18680	男		昭和28年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18681	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
18682	男		昭和35年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18683	男		昭和34年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18684	男		昭和46年生		平成16年3月10日	5万 8,000円
					平成16年6月10日	72万 7,000円
18685	男		昭和41年生		平成16年3月10日	9万 4,000円
18686	男		昭和30年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
18687	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18688	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18689	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18690	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 7,000円
18691	男		昭和47年生		平成16年3月10日	7万 8,000円
18692	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18693	男		昭和25年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
18694	男		昭和39年生		平成16年3月10日	9万 円
18695	男		昭和24年生		平成16年3月10日	8万 7,000円
18696	男		昭和32年生		平成16年3月10日	9万 6,000円
18697	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 円
18698	男		昭和31年生		平成16年3月10日	9万 5,000円
18699	男		昭和39年生		平成16年3月10日	8万 2,000円
18700	男		昭和28年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18701	男		昭和22年生		平成16年3月10日	8万 9,000円
18702	男		昭和27年生		平成16年3月10日	10万 9,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18703	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
18704	男		昭和34年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18705	男		昭和38年生		平成16年3月10日	8万 8,000円
18706	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18707	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18708	男		昭和28年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18709	男		昭和28年生		平成16年3月10日	9万 7,000円
18710	男		昭和31年生		平成16年3月10日	9万 8,000円
18711	男		昭和27年生		平成16年3月10日	10万 2,000円
18712	男		昭和29年生		平成16年3月10日	10万 円
18713	男		昭和38年生		平成16年3月10日	9万 円
18714	男		昭和23年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18715	男		昭和23年生		平成16年3月10日	9万 3,000円
18716	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18717	男		昭和29年生		平成16年3月10日	10万 円
18718	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 円
18719	男		昭和20年生		平成16年3月10日	9万 6,000円
18720	男		昭和28年生		平成16年3月10日	10万 2,000円
18721	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
18722	男		昭和32年生		平成16年3月10日	9万 7,000円
18723	男		昭和30年生		平成16年3月10日	9万 9,000円
18724	男		昭和20年生		平成16年3月10日	9万 6,000円
18725	男		昭和25年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18726	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
18727	男		昭和34年生		平成16年3月10日	9万 4,000円
18728	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
18729	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 7,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18730	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
18731	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
18732	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18733	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18734	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18735	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18736	男		昭和37年生		平成16年3月10日	8万 9,000円
18737	男		昭和39年生		平成16年3月10日	9万 1,000円
18738	男		昭和26年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18739	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
18740	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 9,000円
18741	男		昭和23年生		平成16年3月10日	14万 3,000円
18742	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 円
18743	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18744	男		昭和44年生		平成16年3月10日	8万 円
18745	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18746	男		昭和34年生		平成16年3月10日	10万 2,000円
18747	男		昭和23年生		平成16年3月10日	13万 7,000円
18748	男		昭和23年生		平成16年3月10日	14万 6,000円
18749	男		昭和27年生		平成16年3月10日	12万 円
18750	男		昭和33年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18751	男		昭和23年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18752	男		昭和22年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18753	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 円
18754	男		昭和27年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
18755	男		昭和27年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18756	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 3,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18757	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18758	男		昭和26年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18759	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 円
18760	男		昭和21年生		平成16年3月10日	15万 1,000円
18761	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 2,000円
18762	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18763	男		昭和42年生		平成16年3月10日	8万 7,000円
18764	男		昭和33年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18765	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18766	男		昭和35年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18767	男		昭和44年生		平成16年3月10日	8万 5,000円
18768	男		昭和41年生		平成16年3月10日	8万 9,000円
18769	男		昭和35年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
18770	男		昭和30年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
18771	男		昭和30年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
18772	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 8,000円
18773	男		昭和24年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
18774	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18775	男		昭和25年生		平成16年3月10日	12万 6,000円
18776	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
18777	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
18778	男		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
18779	男		昭和29年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
18780	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18781	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
18782	男		昭和22年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
18783	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 2,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住 所	申立期間	標準賞与額
18784	男		昭和21年生		平成16年3月10日	13万 3,000円
18785	男		昭和26年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
18786	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 6,000円
18787	男		昭和23年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18788	男		昭和25年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18789	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18790	男		昭和29年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
18791	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 7,000円
18792	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18793	男		昭和26年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18794	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 円
18795	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
18796	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18797	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18798	男		昭和23年生		平成16年3月10日	13万 円
18799	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
18800	男		昭和21年生		平成16年3月10日	16万 4,000円
18801	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 5,000円
18802	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
18803	男		昭和25年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
18804	男		昭和34年生		平成16年3月10日	10万 2,000円
18805	男		昭和26年生		平成16年3月10日	13万 1,000円
18806	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 8,000円
18807	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 8,000円
18808	男		昭和24年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
18809	男		昭和30年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18810	男		昭和26年生		平成16年3月10日	12万 6,000円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18811	男		昭和30年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18812	男		昭和28年生		平成16年3月10日	12万 1,000円
18813	男		昭和23年生		平成16年3月10日	12万 2,000円
18814	男		昭和30年生		平成16年3月10日	10万 6,000円
18815	男		昭和31年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18816	男		昭和25年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18817	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 4,000円
18818	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 円
18819	男		昭和25年生		平成16年3月10日	12万 9,000円
18820	男		昭和31年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18821	男		昭和27年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
18822	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 1,000円
18823	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18824	男		昭和29年生		平成16年3月10日	10万 5,000円
18825	男		昭和33年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
18826	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 円
18827	男		昭和32年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
18828	男		昭和30年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
18829	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 8,000円
18830	男		昭和27年生		平成16年3月10日	12万 7,000円
18831	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18832	男		昭和27年生		平成16年3月10日	12万 3,000円
18833	男		昭和46年生		平成16年3月10日	7万 9,000円
18834	男		昭和22年生		平成16年3月10日	10万 8,000円
18835	男		昭和31年生		平成16年3月10日	11万 3,000円
18836	男		昭和19年生		平成16年3月10日	10万 3,000円
18837	男		昭和24年生		平成16年3月10日	13万 円

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	標準賞与額
18838	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
18839	男		昭和31年生		平成16年3月10日	10万 7,000円
18840	男		昭和30年生		平成16年3月10日	11万 1,000円
18841	男		昭和24年生		平成16年3月10日	14万 3,000円
18842	男		昭和28年生		平成16年3月10日	12万 4,000円
18843	男		昭和19年生		平成16年3月10日	11万 7,000円
18844	女		昭和23年生		平成16年3月10日	11万 4,000円
18845	男		昭和27年生		平成16年3月10日	10万 9,000円
18846	男		昭和28年生		平成16年3月10日	11万 9,000円
18847	男		昭和32年生		平成16年3月10日	11万 2,000円
18848	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 6,000円
18849	男		昭和29年生		平成16年3月10日	11万 4,000円

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を、平成3年2月から同年9月までは24万円、同年10月から4年7月までは26万円、同年8月から5年8月までは32万円、同年9月から6年6月までは34万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年2月1日から6年7月30日まで  
A社に勤務していたときの同僚について第三者委員会から照会を受けたので、自分の厚生年金保険の記録を調べたところ、申立期間の標準報酬月額が遡及して減額訂正されていたことが分かった。調べて標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成3年2月から同年9月までは24万円、同年10月から4年7月までは26万円、同年8月から5年3月までは32万円と記録されていたところ、同年4月7日付けで3年2月1日の取得時決定、同年10月の定時決定及び4年8月の随時改定の記録が取り消され、3年2月に遡及して減額訂正された結果、同年2月から5年8月までが9万8,000円となっていることが確認できる。

また、申立人の平成5年9月から6年6月までの標準報酬月額は、当初34万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった同年7月30日の後の同年8月8日付けで、5年9月の随時改定の記録が取り消され、同年9月に遡及して減額訂正された結果、8万円となっていることが確認できる。

さらに、A社においては、平成5年4月7日付けで標準報酬月額が遡及して9万8,000円に減額訂正されている者は申立人を含めて75名、6年8月8日付けで標準報酬月額が遡及して8万円に減額訂正されている者は申立人を含めて76名、5年4月7日付け及び6年8月8日付けの2回、標準報酬月額が遡及して減額訂正されている者は申立人を含めて41名いることが確認できる。

一方、A社における申立期間当時の事業主は、「倒産（平成6年7月末）前から社会

保険料の滞納があり、当社の経理担当者から『社会保険事務所から処理は任せてくれと言われた。』との報告を受けた。」と述べている。

また、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は同社の役員でないことが確認できる上、同社の事業主は、「申立人は厚生年金保険の事務手続に関与していなかった。」と述べており、申立人の同僚も「申立人は、厚生年金保険の事務手続に関与していなかった。」と述べていることから判断すると、申立人は標準報酬月額の当該遡及訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成5年4月7日付け及び6年8月8日付けで行われた申立人の標準報酬月額に係る遡及訂正処理は事実には即したものとは考え難く、社会保険事務所において標準報酬月額の遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た、3年2月から同年9月までは24万円、同年10月から4年7月までは26万円、同年8月から5年8月までは32万円、同年9月から6年6月までは34万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 36 万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 8 月 1 日から 14 年 12 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に支給されていた給与月額より低いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初 36 万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成 14 年 12 月 21 日）の後の平成 14 年 12 月 25 日付けで、13 年 10 月及び 14 年 10 月の定時決定の記録が取り消され、13 年 8 月に遡及して減額訂正された結果、9 万 8,000 円となっていることが確認できる。

また、A社においては、申立人のほかに、代表取締役が申立人と同様、平成 14 年 12 月 25 日付けで標準報酬月額が遡及して減額訂正されたことが確認できる。

一方、申立人から提出された平成 14 年 2 月分から同年 5 月分までの給料支払明細書により、申立人は、当該期間に上記訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていたことが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、昭和 61 年 12 月 2 日から平成 15 年 6 月 10 日まで同社の取締役であることが確認できるが、申立人は、「営業と建築資材の組立作業を行っていた。」と述べているところ、同社の従業員も、「申立人は建築資材の組立作業を行っていた。社長が厚生年金保険の手続を行っていたと思う。」と述べている。

さらに、A社から年末調整等を受託していた会計事務所は、「平成 15 年から 16 年頃、同社は社会保険料の滞納がかなりあった。社会保険事務所の指導で、2 年間遡って標準報酬月額を下げていると思う。手続を行ったのは社長だと思う。」と回答していること

から、申立人は、当該標準報酬月額が減額訂正処理に関与していなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、平成 14 年 12 月 25 日付けで行われた申立人の当該遡及訂正処理は事実に即したものとは考え難く、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を事業主が社会保険事務所に当初届け出た 36 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和58年4月1日、資格喪失日が61年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同営業所における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は既に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社員マスター一覧及び同社の「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」との回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和61年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を誤って提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和59年3月26日、資格喪失日が61年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同営業所における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和36年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は既に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社員マスター一覧及び同社の「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」との回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和61年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を誤って提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B営業所に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が昭和61年5月1日、資格喪失日が同年10月1日とされ、当該期間のうち、同年9月29日から同年10月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない期間とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社同営業所における資格喪失日に係る記録を同年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年9月29日から同年10月1日まで  
A社で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は既に年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、訂正後の記録は年金給付に反映されないので、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る雇用保険の加入記録、A社から提出された申立人に係る社員マスター一覧及び同社の「人事異動は1日付けが通例で、資格喪失日は昭和61年10月1日が正しい。申立期間の厚生年金保険料を給与から控除していた。」との回答から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和61年10月1日に同社B営業所から同社C営業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B営業所における昭和61年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る資格喪失届を誤って提出し、保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年9月1日から33年9月25日まで  
年金受給の手続に行った時に、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、退職したときには、厚生年金保険や脱退手当金のことを知らず、申請手続も受給も一切知らないで、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和33年9月25日の前後の各5年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給要件を満たす9名について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、支給記録がある者は申立人を含め3名と少なく、また、連絡先が把握できた3名から同社における当時の脱退手当金の受給状況等について聴取したところ、いずれの者からも事業主による代理請求をうかがうことができないことを踏まえると、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該最初の被保険者期間であって、しかも約1年半と長い期間の請求を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和20年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年11月15日から45年10月20日まで  
60歳になり、年金受給の手続をしたときに、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。しかしながら、脱退手当金の手続をした記憶も無いし、脱退手当金を受給した記憶も無いので、支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和47年3月7日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、5回の厚生年金保険被保険者期間のうち申立期間より前に勤務した4回の被保険者期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該最初に被保険者となった期間を含む4回の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及びA社に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄の氏名は、変更処理がなされておらず、旧姓のままであり、申立期間の脱退手当金は旧姓で請求されたものと考えられるが、申立人は、同社を退職した直後であり、上記脱退手当金支給決定日より約1年3か月前の昭和45年11月\*日に婚姻し、改姓していることから、申立人が脱退手当金を請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年4月1日から23年3月20日まで  
年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを知った。しかし、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和23年3月20日の前後の各7年以内に資格喪失した脱退手当金の受給要件を満たす10名のうち、脱退手当金の支給記録がある者は申立人のみであり、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立人については、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間についてはその計算の基礎とされておらず、未請求となっているが、申立人が、当該最初の被保険者期間であって、申立期間と同じ11か月の被保険者期間を失念するとは考え難い。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳の表面には、申立期間及び申立期間前の厚生年金保険被保険者期間の計22か月が記載されており、当該被保険者台帳においては、厚生年金保険被保険者記号番号を統合したこととなっているが、申立期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿及び上記被保険者名簿の申立人の欄の厚生年金保険被保険者記号番号は、別の記号番号で管理されており、重複取消しの処理が確認できないこと、加えて、申立期間に係る脱退手当金は、オンライン記録では、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日と同日の昭和23年3月20日に支給されたこととなっていることなどから、申立人に係る厚生年金保険の記録の管理が適正に行われていたとは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を平成15年12月10日は15万円、16年12月10日は12万9,000円、17年12月9日は10万6,000円、18年6月9日は7万3,000円、同年12月11日は11万5,000円、19年6月11日は7万9,000円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月10日  
② 平成16年12月10日  
③ 平成17年12月9日  
④ 平成18年6月9日  
⑤ 平成18年12月11日  
⑥ 平成19年6月11日

A社（後に、B社）における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無い。所得税源泉徴収簿を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

B社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主は死亡していることから、申立期間に係る賞与の支払等について照会することはできないが、申立人から提出のあった平成15年分から19年分までの退職所得及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿及び給与所得の源泉徴収票から、申立人は、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険料給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記所得税源泉徴収簿において確認できる社会保険料控除額を基に算出した厚生年金保険料控除額から、平成 15 年 12 月 10 日は 15 万円、16 年 12 月 10 日は 12 万 9,000 円、17 年 12 月 9 日は 10 万 6,000 円、18 年 6 月 9 日は 7 万 3,000 円、同年 12 月 11 日は 11 万 5,000 円、19 年 6 月 11 日は 7 万 9,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主に照会することができず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成6年6月1日から7年7月1日までの期間について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額が、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成7年7月1日から8年10月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を24万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年6月1日から8年10月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実態よりも低く届けられているので、訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、平成6年6月から7年1月までは24万円と記録されていたところ、同年2月10日付けで、6年10月の定時決定が取り消され同年6月に遡って12万6,000円に引き下げられていることが確認できる上、申立人と同様に標準報酬月額が遡って引き下げられた者が51人いることが確認できる。また、上記減額訂正について、A社に勤務していた社会保険事務担当者は、申立期間当時、事業主から厚生年金保険料等の滞納を解消するために標準報酬月額を引き下げるよう指示を受け、実際の届出は自分が行った旨供述している。

なお、B区役所から提出のあった平成6年所得分及び7年所得分の税務関係資料により、申立人が申立期間にその主張する上記減額訂正前の標準報酬月額（24万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成7年2月10日付けで行われた遡及訂正処理は事実に即したものととは考え難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の6年6月から7年6月までの期間に係る標準報酬月額、事業主が社会保険事務所に当初届け出た24万円に訂正することが必要と認められる。

一方、上記遡及訂正処理が行われた後の標準報酬月額については、オンライン記録によると、平成7年8月11日付けで同年7月1日から15万円とする随時改定が行われ、同年8月16日付けで同年10月1日から15万円とする定時決定が行われているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかし、上記税務関係資料の平成7年所得分及び8年所得分において確認できる社会保険料から算出した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額より高額であることが確認できる。

したがって、申立期間のうち、平成7年7月から8年9月までの標準報酬月額については、上記税務関係資料において確認できる社会保険料等の控除額から判断して、24万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主からの文書照会に対する回答は得られず、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を昭和 55 年 8 月 26 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を 14 万 2,000 円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 26 日から同年 9 月 26 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に異動はあったが同社に継続して勤務したことを確認できる在職証明書と人事通知を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びに申立人から提出されたA社の在職証明書及び人事通知から判断すると、申立人は同社に継続して勤務し（昭和 55 年 8 月 26 日にA社本社事務所から同社B事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B事業所における昭和 55 年 9 月の厚生年金保険被保険者原票の記録から、14 万 2,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、A社が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書における資格取得日が昭和 55 年 9 月 26 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は申立人に係る同年 8 月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成20年4月1日、資格喪失日が同年7月1日とされ、当該期間のうち、同年6月26日から同年7月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における資格喪失日を同年7月1日とし、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成20年6月26日から同年7月1日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、申立期間の訂正後の記録は給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった在籍証明書、タイムシート及び賃金台帳により、申立人は同社に平成20年6月30日まで勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記賃金台帳において確認できる保険料控除額及び報酬月額から、20万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立人の資格喪失日に係る届出を誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月31日から同年4月1日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたのは確かなので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出のあった申立人に係る健康保険台帳及び在籍証明書により、申立人は、申立期間に同社に勤務していたことが確認できる。

また、A社の現在の人事担当者は、当時の担当者が申立人の被保険者資格喪失日を間違っ  
て届け出たと思われる、同社では月末退社の従業員は、翌月に支払われる給与において厚生年  
金保険料を控除することから、申立人についても同様に、昭和47年3月の厚生年金保険料  
を控除していると思う旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給  
与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年2月の社会  
保険事務所(当時)の記録から、6万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人  
に係る資格喪失日の届出誤りにより申立期間の厚生年金保険料を納付していないことを認め  
ていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年3月の保険料について納入の  
告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべ  
き保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人に係る申  
立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日及び資格取得日を取り消し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年11月21日から44年9月1日まで  
② 昭和44年10月1日から45年2月16日まで  
③ 昭和45年3月25日から同年8月15日まで

A社に陸送運転手として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、申立期間も継続して勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録では、A社において昭和43年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、同年11月21日に資格を喪失後、44年9月1日に同社において再度資格を取得し、同年10月1日に資格を喪失し、45年2月16日に資格を取得、同年3月25日に資格を喪失、同年8月15日に資格を取得したとされており、43年11月21日から44年9月1日までの期間、同年10月1日から45年2月16日までの期間及び同年3月25日から同年8月15日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

しかし、上司及び同僚の供述により、申立人は、申立期間にA社B営業所において継続して勤務していたことが認められる。

また、上記の上司及び同僚はいずれも、自身の記録は継続しており、申立期間の給与

から厚生年金保険料を控除されていたと供述している。

さらに、A社の取締役二人は、1か月だけ厚生年金保険に加入させるような雇用契約は無く、社員全員が厚生年金保険に加入し、給与から保険料を控除されていたとしている。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のそれぞれの申立期間前後の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、事業主から保険料を納付したか否かについて確認することはできないが、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店（現在は、C社）における資格喪失日に係る記録を昭和31年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和31年9月30日から同年10月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和22年10月1日に入社し、55年3月31日に退職するまで継続して勤務しており、申立期間に支店間の異動はあったが、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたA社発行の退職手当金計算書及びC社から提出された申立人に係る発令事項の履歴により、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和31年10月1日にA社B支店から同社D支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和31年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和31年10月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年9月30日と記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和20年6月19日から同年10月16日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における資格取得日に係る記録を同年6月19日、資格喪失日に係る記録を同年10月16日とし、当該期間の標準報酬月額を50円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年6月19日から同年10月16日まで  
② 昭和22年から24年頃まで  
③ 昭和28年3月1日から30年頃まで

A社B支店に勤務した申立期間①、C事業所に勤務した申立期間②及びD事業所に勤務した期間のうちの申立期間③の厚生年金保険の加入記録が無い。いずれの期間も間違いなく勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 A社が保管する同社B支店に係る社員名簿により、申立人が申立期間①に同社B支店に勤務していたことが認められる。

また、上記の社員名簿に記載のある女性従業員で当該期間に入社記録のある者は、A社B支店に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、全員が厚生年金保険に加入していることが確認できることから、当時、同社では、女性従業員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

さらに、申立人が供述する従業員数は、当時のA社B支店の厚生年金保険被保険者数とおおむね符合していることから、同社では、従業員全員を厚生年金保険に加入させていたことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A社B支店において当該期間に資格取

得記録のある申立人と同年代の女性従業員の標準報酬月額記録から、50 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、上記被保険者名簿の整理番号に欠番が見当たらないことから、申立人に係る社会保険事務所（当時）の記録が失われたとは考えられない上、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が届出された場合には、その後、喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していないとは、通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、当該期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人は、C事業所に勤務していたと申し立てている。

しかし、オンライン記録及び適用事業所検索システムによれば、C事業所は厚生年金保険の適用事業所となっていない。

また、申立人は、C事業所における同僚一人の氏名を覚えているとしているが、この者の連絡先は不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間③について、申立人は、D事業所に昭和 30 年頃まで勤務していたと申し立てているが、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳及び健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人はE 渉外労務管理事務所を適用事業所とするF 施設で、当該期間よりも前の昭和 26 年 10 月 1 日から 28 年 3 月 1 日までの期間について厚生年金保険に加入していることが確認できる。

また、G局は、保管する当時の厚生年金保険に関する資料等では、上記の期間以外の昭和 28 年 3 月 1 日以降の加入記録は確認できないとしている。

さらに、申立人は、上司及び同僚の氏名を覚えていないとしていることから、これらの者から、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについての供述を得ることができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年8月31日から同年9月1日まで  
平成2年8月31日付けでA社を退職し、翌日、次の会社に就職したが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いことが判明したので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、雇用保険の記録並びに申立期間当時のA社の社会保険事務担当者及び複数の従業員の供述から、申立人が同社に勤務していたものと認められる。

また、申立期間に係る厚生年金保険料の給与からの控除については、上記社会保険事務担当者は「社員が退職する際、給与と退職金を支給することとしており、保険料もその中から控除していたので、申立人についても保険料を控除したと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、A社における平成2年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に適用事業所でなくなっており、照会することはできない上、申立期間当時の事業主は資料が無いため保険料を納付したか否かについては不明としているが、事業主が資格喪失日を平成2年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の

告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 92 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 6 月 30 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与支給明細書により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、賞与支給明細書における保険料控除額及び賞与額から、92 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 23 年 2 月 9 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を 30 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 45 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 20 年 9 月 29 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は、年金事務所に事後訂正の届出を行ったものの、申立期間の記録は年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が社会保険事務を委託しているB税理士法人から提出された平成 20 年分給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記源泉徴収簿における保険料控除額及び賞与額から、30 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 22 年 11 月 8 日に申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を提出していることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を昭和34年10月1日に訂正し、当該期間に係る標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、申立期間③について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年5月16日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、昭和38年1月から同年4月までの標準報酬月額については、3万6,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年10月1日から35年1月4日まで  
② 昭和35年5月1日から37年8月1日まで  
③ 昭和38年1月20日から同年7月11日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び③の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和34年10月1日から38年7月10日まで勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。また、同社に勤務した期間に給与の変更は無かったので、申立期間②の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「女子高で教諭をしながら昭和29年9月にA社に嘱託として勤務し、34年9月に女子高を退職、同年10月1日から同社の正社員として勤務した。」旨供述している。

そこで、申立人が教諭として勤務していた女子高から申立人に係る辞令書を取り寄せたところ、申立人は、同校を昭和34年9月22日に退職したことが確認できる。

また、A社の元総務課長は、「時期は覚えていないが、申立人は学校を退職した後、当社に入社してきたことを覚えている。また、当時、当社では入社後試用期間を1か月設けていたが、

申立人は嘱託で勤務していたという事情から、試用期間を設けず入社日で厚生年金保険の加入手続をしたように記憶している。」旨供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、A社に正社員として勤務し、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和35年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としており、このほか確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和38年1月20日と記録されていることが確認できる。

しかし、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の被保険者資格喪失日の記録は確認できない上、昭和38年3月18日に、同社に対し社会保険事務所の総合調査が行われていることが確認できる。

また、B社から提出された昭和38年度昇給資料に申立人の氏名の記載があり、上記総務課長は当該資料について、「労働組合の要求額を記載したものであれば、昭和38年2月又は同年3月に作成されたものと思われる。」旨供述しており、少なくともこの時期の在籍が確認できる。

一方、申立人は、「昭和38年5月\*日に結婚式を挙げ、住所が変わったのでA社に勤務はしていなかったが籍は置いていた。その後、妹と入れ替わりで関連会社に勤務する予定であったが、結局、関連会社には入社せず、A社から同年6月末か7月の初めに賞与の支給を受けて退職した。」旨供述している。

このことについて、申立人の妹及び従業員は、「退職日までは記憶していないが、申立人は結婚してA社を退職した。」旨供述しており、また、上記被保険者名簿によると、申立人の妹は昭和38年6月3日に、関連会社からA社に異動していることが確認できる。

しかし、上記総務課長は、「当時、A社では7月10日頃に賞与が支給されていた。」旨供述しているものの、当該者から申立人が同社において勤務をしていなかったとする期間（結婚式の挙式日から賞与支払日までの期間）における厚生年金保険の取扱いについて確認することはできなかった。

これらのことから、申立人は、A社に、昭和38年5月15日まで勤務していたことが推認でき、事業主は、申立人が同年5月16日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和38年5月16日であると認められる。

なお、昭和38年1月から同年4月までの標準報酬月額については、申立人のA社における

37年12月の社会保険事務所の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

申立期間③のうち、昭和38年5月16日から同年7月11日までの期間については、上述のとおり、申立人は、「結婚式後に住所が変わったので、A社に勤務はしていなかったが籍は置いていた。」旨供述しているものの、上記申立人の妹及び従業員は、「申立人は、結婚して同社を退職した。」旨供述している上、上記総務課長から当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、B社は上記の昭和38年度昇給資料以外の資料を保管していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②については、B社から提出された上記の昭和38年度昇給資料から厚生年金保険料控除額は確認できず、同社は当該期間当時の保険料控除を確認できる資料を保管していないため、申立人の厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、上記昇給資料に記載された「現給」によると、申立人は、上記被保険者名簿で確認できる標準報酬月額より高い賃金を受けていたことが確認できるものの、他の複数の従業員においても、申立人と同様、当該被保険者名簿で確認できる標準報酬月額より高い賃金を受けていたことが確認できる。

さらに、上記被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額の記録に不備は無く、標準報酬月額が遡って訂正されるなどの不自然な形跡は見当たらない。

このほか、申立期間②について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和39年10月8日から40年8月1日までの期間について、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同年8月1日であると認められることから、申立人の同社における資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、1万2,000円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月8日から40年10月頃まで  
A社における厚生年金保険の被保険者記録において、資格喪失日の記録が無い。自分と同様、資格喪失日の記録が無い従業員が年金記録確認第三者委員会に申立てをし、自分の所に照会が来たので、申立てをすることとした。調査の上、資格喪失日を特定してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の被保険者記録によると、資格取得日は昭和39年10月8日と記載されているものの、資格喪失日の記載は確認できない。

一方、申立人は、「A社では工場勤務していたが、夏の工場内はとても暑かった記憶があるので、昭和40年8月頃まで勤務していたと思う。」旨供述している。

また、上記被保険者名簿によると、昭和40年の定時決定は同年9月2日に社会保険事務所（当時）において処理が完了しているが、申立人に係る定時決定の記載は無く、同年8月1日以前に被保険者資格を喪失した者においても定時決定の記載が無いことが確認できる。

これらのことから、申立人は、A社に、昭和40年7月31日まで勤務していたことが推認でき、事業主は、申立人が同年8月1日に被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったことが認められ、社会保険事務所における申立人の年金記録管理が十分に行われていなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、昭和40年8月1日とすることが妥当である。

なお、昭和39年10月から40年7月までの期間に係る標準報酬月額については、申

立人に係る上記被保険者名簿の記録から、1万2,000円とすることが妥当である。

申立期間のうち、昭和40年8月1日から同年10月頃までの期間については、当委員会の照会に対し回答した従業員の中の一人は、申立人を記憶しているものの勤務期間については不明としていることから、申立人の当該期間における勤務を確認することができない。

また、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者の親族も、「申立人を記憶しておらず、当時のことについては覚えていない。」旨供述していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額を30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成7年2月1日から同年4月24日まで  
② 平成7年7月1日から同年12月1日まで

年金記録確認東京地方第三者委員会からA社について従業員照会を受けたことで、申立期間①について自分の同社に係る申立期間の標準報酬月額も引き下げられていることが分かった。当該期間当時、30万円以上の給与を受けていたので、正しい記録に訂正してほしい。また、同社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。当該期間にも勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録から、申立人の標準報酬月額は、厚生年金保険被保険者の資格取得時決定により30万円と記録されていたところ、平成7年4月24日付けで同年2月1日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人以外で平成7年1月から同年3月までの間に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、同年4月以降も在籍した従業員は19人いるが、そのうち13人においては、申立人同様、同年4月24日付けで標準報酬月額が資格取得日に遡って15万円に減額訂正されたことが確認できる。

一方、当時の社会保険及び給与事務担当であった従業員は、「経営コンサルタント（商業登記簿によるとA社の監査役）の指示で、会社の負担する社会保険料を軽減させるため、平成7年4月付けで役員を除く大半の従業員の標準報酬月額を15万円に引き下げることになった。同年4月付けで随時改定できない従業員（申立人及び自身を含む。）については、資格取得日に遡って標準報酬月額を訂正することになった。」と供述し、このことはオンライン記録からも確認できる。

また、上記担当者は「当該従業員については、当初は、訂正前の標準報酬月額に基づく保険料を控除していたが、遡及訂正に伴い生じた保険料の差額は、還付又は翌月以降の保険料に充当されることは無かった。」とし、申立人と同様、標準報酬月額を資格取得日に遡って減額訂正された複数の従業員は、「標準報酬月額の遡及減額訂正により、差額保険料の返還又は翌月以降の保険料に充当するといった説明を会社から受けた記憶は無い。当時の会社の経営状況は悪くなかったが、平成7年1月末に社長が代わったことで、会社の雰囲気が悪くなり、会社の経営に不信を抱くようになった。」旨、それぞれ供述している。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間①において、標準報酬月額 30 万円に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が無いため不明としているが、オンライン記録から、事業主が標準報酬月額の遡及減額訂正に係る届出を平成7年4月24日に行ったことが認められ、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、雇用保険の加入記録及び複数の従業員の供述から判断すると、申立人は、当該期間も含め、継続してA社に勤務していたことが推認できる。

しかし、オンライン記録によると、当該期間前後において、申立人と同様、厚生年金保険の被保険者記録に空白がある従業員が複数存在することが確認できる。

また、上記社会保険及び給与事務担当者は、「自分の標準報酬月額も減額された申立期間①と違い、申立期間②については記憶に無く、当時の事情は分からない。」旨供述している。

さらに、B県C市役所は、申立人は、平成7年7月1日から同年12月2日まで国民健康保険に加入していたとしている上、オンライン記録によると、申立人は同年7月1日に被保険者資格を喪失した際、同年7月6日に健康保険証を社会保険事務所に返納した記録が確認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を9万8,000円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年3月1日から9年2月25日まで  
ねんきん定期便により、A社に勤務した期間の標準報酬月額が実際に支給された給与と比較して低いことが分かった。当時、70万円程度の給与だったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年2月25日より後の同年3月6日付けで、9万2,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

また、オンライン記録によると、申立人と同様、A社が厚生年金保険の適用事業所となった平成8年3月1日に被保険者資格を取得した者は、いずれも同社が適用事業所でなくなった日より後の9年3月6日付けで、9万8,000円から9万2,000円に遡及減額訂正されており、同社が適用事業所になった後に被保険者資格を取得した従業員においても、18万円から20万円の標準報酬月額が、いずれも同日付けで、9万2,000円に遡及減額訂正されていることが確認できる。

なお、複数の元従業員は、「申立人は営業担当だったので、社会保険事務は行っていなかった。」旨供述していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及減額訂正に関与していないと判断される。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た9万8,000円に訂正することが必要である。

一方、申立人は、申立期間について、自身の給与は 70 万円程度であった旨主張しているが、申立人及び申立人と同様、標準報酬月額を遡及減額訂正された従業員のうち、当委員会の照会に対し回答した複数の従業員は、給与明細書等、保険料控除を確認できる資料を所持しておらず、A社における申立期間の厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、上述のとおり、A社は厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、元代表者は既に死亡しているため、申立期間に係る厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年5月1日から同年12月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間前までは62万円であったものが、36万円に引き下げられている。給与は下がっていないので、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準報酬月額については、平成18年分給与所得の源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額から、59万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が、源泉徴収票において確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成6年4月1日から7年10月1日までの期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成7年10月1日から8年4月15日までの期間に係る標準報酬月額の記録については、44万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から8年4月15日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際に支給された報酬より低いことが分かった。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、平成6年4月から7年9月までの期間について、オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、6年4月から7年7月までは44万円と記録されていたところ、同年8月7日付けで、11万8,000円に遡及して減額訂正されており、同社の事業主を含め53人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡及して減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る滞納処分票により、同社は、申立期間及び遡及訂正処理日に厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は訂正処理日において同社の役員であったことは確認できる。しかし、上記滞納処分票の事跡において、当該期間に社会保険事務所の職員と対応していた者の中に、申立人の名前は無く、同社の複数の従業員

員は、「申立人は、トラックの運転手で社会保険の届出事務には関与していなかった。」旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、平成7年8月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実上に即したものととは考え難く、社会保険事務所において当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成6年4月から7年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要と認められる。

なお、申立期間のうち、平成7年10月から8年3月までの期間について、上記遡及訂正処理が行われた日以降の最初の定時決定（平成7年10月1日）において、11万8,000円と記録されているところ、当該処理については上記遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情が見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

しかしながら、A社の総務・経理担当者で給与の振込みを行っていた従業員は、「トラックの運転手など現場の社員の給与は、銀行振込みで支給され、当該期間においても、社会保険事務所に届け出た標準報酬月額（申立人の場合は、11万8,000円）に基づく保険料ではなく、従前と同様の高い保険料が控除されていた。」旨供述している。

また、申立人と同様に現場勤務で、給与が銀行振込みであった複数の従業員については、自らの給料支払明細書等において、平成7年10月以降の期間についても遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料が控除されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間について、遡及訂正処理前の標準報酬月額に基づく保険料を控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準報酬月額については、上記訂正後の平成7年9月の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、既に解散している上、当時の代表取締役は所在不明であることから、これを確認することができないが、オンライン記録によると、申立人の当該期間の標準報酬月額は、厚生年金基金及び健康保険組合における標準報酬月額と一致しており、厚生年金基金、健康保険組合及び社会保険事務所のそれぞれが誤って同一の標準報酬月額を記録したとは考え難いことから、事業主が申立人に係る標準報酬月額を11万8,000円として届け、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を59万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年2月1日から9年1月24日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、平成9年2月3日付けで遡って59万円から9万2,000円に引き下げられているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、59万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成9年1月24日の後の同年2月3日付けで、遡って9万2,000円に減額訂正されており、同社の元事業主を含む二人についても、申立人と同様に標準報酬月額が遡って減額訂正されていることが確認できる。

また、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人は昭和62年11月27日に同社の取締役役に就任しているが、当該減額訂正処理日の平成9年2月3日には既に取締役を辞任しており、同社の元事業主及び同僚は、「申立人は営業担当で勤務し、社会保険の手続には関与していなかった。」旨供述していることから、当該標準報酬月額の減額訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、申立期間の標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的な理由はなく、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た59万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を28万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和40年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年2月1日から同年9月30日まで  
A社に勤務していた期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。給与支給明細書を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、資格取得時の平成20年2月及び同年3月は28万円と記録されていたところ、同年4月11日付けで、資格取得時に遡って13万4,000円に減額訂正され、当該記録は資格喪失日である同年9月30日まで継続していることが確認できる。また、同年4月10日に受付印のある「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届（資格取得時訂正）」により、申立人と同様に減額訂正された従業員がほかに7人確認でき、そのうち、最も資格取得日の早い者は、19年5月11日であることが確認できる。

また、申立人の保管する平成20年3月から同年8月までの給与支給明細書から、申立人が上記減額訂正前の標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

さらに、事業主は、「財務全般事項は最高財務責任者に一任していたことから、詳細は分からない。」と回答しているが、A社に係る滞納処分票により、申立期間当時、同社において厚生年金保険料の滞納があったことが確認できる上、事業主、最高財務責任者及び社会保険労務士が、滞納保険料の解消に向け社会保険事務所と対応し、標準報酬月額の減額訂正を行ったことをうかがわせる記載が確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成20年4月11日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考へ難く、社会保険事務所が行った当該遡及訂正処理に合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。

このため、当該遡及訂正処理の結果として記録されている申立人の平成 20 年 2 月から同年 8 月までの標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 28 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を、平成10年10月から12年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月及び13年1月は30万円、同年2月は32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年10月1日から13年3月31日まで  
② 平成13年3月31日から同年4月1日まで

A社に勤務した申立期間①の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬額に見合う標準報酬月額と相違している。一部期間の給与支給明細書及び預金通帳等を提出するので、正しい記録に訂正してほしい。また、平成13年3月分給与から厚生年金保険料が控除されていることから、同社における資格喪失日は同年4月1日だと思うので、申立期間②を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①のうち、平成10年12月から11年7月まで及び同年9月から13年2月までの標準報酬月額については、申立人が保有するA社の給与支給明細書において確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬額から、10年12月から11年7月まで及び同年9月から12年10月までは30万円、同年11月は28万円、同年12月及び

13年1月は30万円、同年2月は32万円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、平成10年10月及び同年11月の標準報酬月額について、申立人は、当該期間の給与支給明細書を保有していないが、申立人から提出のあった普通預金通帳によると、A社から同年10月分及び同年11月分の給与の振込みが確認できる上、振り込まれた金額は、同年12月分の給与支給明細書における保険料等を控除した支給額と同額であることから判断して、当該期間においても同年12月と同額の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、30万円とすることが妥当である。

さらに、申立期間①のうち、平成11年8月の標準報酬月額について、申立人は、当該期間の給与支給明細書を保有していないが、申立人から提出のあった地方税に係る「平成12年度所得額・控除額明細書」において確認できる社会保険料控除額から、当該期間についても、その前後の期間と同額の保険料が控除されていたものと認められる。

したがって、当該期間の標準報酬月額については、上記所得税・控除額明細書において確認できる社会保険料控除額及び当該期間の前後の期間における保険料控除額から、30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る報酬月額について、実際の報酬額よりも低い額を社会保険事務所（当時）に届け出たこと、また、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

次に、申立期間②について、A社の事業主は、申立期間②の給与は、月末締め、翌月15日支給である旨回答しているところ、申立人から提出された平成13年3月分の給与支給明細書及び同年4月13日の同社からの給与振込みが確認できる普通預金通帳から、申立人は同年3月の厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

しかし、A社から提出された「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書（事業主通知用）」における申立人の雇用保険の離職日は、平成13年3月30日と記載されている上、同社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」には、申立人の資格喪失日は同年3月31日と記載されていることが確認できる。このことについて事業主は、「厚生年金保険の資格喪失日は、本人の希望退職日の翌日を記載していると思う。申立人は、平成13年3月30日の退職希望であったと思う。」と回答している。

また、申立人に係る国民健康保険の加入記録によると、平成13年3月31日から、同保険への加入が確認できるところ、申立人が居住する市では、国民健康保険の加入について、他の健康保険へ加入していないことを確認した上で手続を行っているとしている。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間②に国民年金に加入し、その保険料を納付していることが確認できることから判断して、申立人が当該期間において厚生年金保険に加入していたとは考え難い。

一方、厚生年金保険法第19条によると、被保険者期間を計算する場合は、月によるものとし、被保険者の資格を取得した月からその資格を喪失した月の前月までをこれに算入するとされており、また、同法第14条では、資格喪失の時期は、その事業所に使用されなくなった日

の翌日とされ、申立人のA社における資格喪失日は、平成13年3月31日となることから、同年3月を厚生年金保険の被保険者期間に算入することができない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間②において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録及び同社C支店における資格取得日に係る記録を昭和39年6月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、同年5月は1万2,000円、同年6月は1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月31日から同年6月1日まで  
② 昭和39年6月1日から同年7月1日まで

A社に勤務していた申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、継続して勤務していたので、申立期間①及び②も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録並びにA社、同社C支店の上司、複数の従業員の回答及び供述から判断すると、申立人は申立期間①及び②に同社に継続して勤務し（昭和39年6月1日にA社から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①及び②の標準報酬月額については、昭和39年5月は申立人のA社における同年4月の社会保険事務所（当時）の記録から1万2,000円、同年6月は申立人の同社C支店における同年7月の社会保険事務所の記録から1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、B社は、事務手続上の誤りとしていることから、事業主が、申立人のA社における厚生年金保険の資格喪失日を昭和39年5月31日、同社C支店における資格取得日を同年7月1日と届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年5月及び同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間①及び②の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和27年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和7年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和27年4月1日から同年5月26日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に入社したのは昭和27年4月1日であることは明らかなので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録から、申立人がA社に昭和27年4月1日から勤務し、講習期間終了後の同年5月24日から同社C支店に配属となることが確認できる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と同期入社である複数の同僚は、入社日である昭和27年4月1日から配属された同社の各支店において、厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、B社は、申立期間当時の資料は無いものの、同社の給与事務からみて、入社月である昭和27年4月の厚生年金保険料を給与から控除していたと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和27年5月の社会保険事務所（当時）の記録から、8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、当時の資料が残っていないため保険料を納付したか否かについては不明としてお

り、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C支店における資格取得日に係る記録を昭和47年1月29日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を8万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月29日から同年2月4日まで

A社C支店に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に支店間の異動はあったが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社が保管する人事記録から判断すると、申立人が申立期間にA社に継続して勤務し（昭和47年1月29日に同社D支店から同社C支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C支店における昭和47年2月の社会保険事務所（当時）の記録から、8万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は申立期間に係るA社厚生年金基金の加入員記録についても、A社の人事異動記録と異なる資格取得日及び資格喪失日が確認できるとしており、申立期間の資格取得日に係る届出誤りを認めていることから、事業主は、社会保険事務所に対し、申立人の申立期間の資格取得に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和47年1月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年5月1日から43年4月1日まで  
昨年、日本年金機構から脱退手当金を受け取っていないと思われる方は相談してほしい旨のはがきが来たので、年金事務所に行って相談した。そのときまで、脱退手当金制度についての認識は無く、請求及び受給した記憶も無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1年4か月後の昭和44年8月18日に支給決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求をしたとは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるところ、申立期間より前の最初に厚生年金保険被保険者となった期間及びその次に被保険者となった期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、最初に被保険者となった期間を含む2回のそれぞれ1年以上の被保険者期間を失念するとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認められることから、申立期間に係る脱退手当金の支給の記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年3月22日から同年4月16日まで  
② 昭和32年4月16日から37年9月13日まで

ねんきん特別便を受け取ったときから記録について疑問を持っていたが、この度脱退手当金についての年金記録に関するはがきを受け取ったので、これについて、年金事務所に相談に行った。私は、脱退手当金という言葉を知らなかったし、受給の記憶も無いので、調査をして脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に対する脱退手当金の支給は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約12か月後の昭和38年10月1日に決定されたこととなっており、事業主が申立人の委任を受けて代理請求したものととは考え難い。

また、脱退手当金を支給する場合、本来、過去の全ての厚生年金保険被保険者期間をその計算の基礎とするものであるが、上記支給日前の厚生年金保険被保険者期間については、その計算の基礎とされておらず、未請求となっている。しかしながら、申立人が、3回の被保険者期間のうち、当該支給日直前の被保険者期間を失念し、申立期間である2回の被保険者期間のみを請求したとは考え難い。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給したとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成8年9月30日から9年4月15日までの期間について、申立人のA社における資格喪失日は同年4月15日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立人の申立期間のうち、平成8年8月1日から9年4月15日までの期間に係る標準報酬月額が、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の当該期間に係る標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年8月1日から9年8月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、平成8年8月1日から同年9月30日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額よりも低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。また、同年9月30日から9年8月1日までの期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には同年8月まで勤務していたため、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険及び国民健康保険の加入記録により、申立人は、平成9年4月14日までA社に勤務していたことが確認できる。

一方、オンライン記録によると、A社が、厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成8年12月31日）の後の平成9年7月24日付けで、申立人の同社における資格喪失日が遡って8年9月30日と記録され、また、同年8月の標準報酬月額は、当初、44万円と記録されていたところ、遡って9万2,000円に減額訂正されていることが確認できる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立期間及び上記処理日において、同社は法人事業所であることが確認できることから、厚生年金保険法の適用事業所の要件を満たしていたものと判断され、当該適用事業所でなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

また、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は、上記処理日において同社の取

締役であったが、「同社において技術者（大工）として従業員に技術を教える仕事をしていた。」旨供述している。また、同社のオンライン記録から、連絡先が確認できた従業員7人に照会し、回答のあった4人のうち3人の従業員が、「当時、同社における社会保険手続は、申立人の勤務地であった場所とは離れた場所で、申立人とは別の人物が行っていた。」旨回答していることから、申立人は当該処理に関与していないものと考えられる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、申立人について、A社における資格喪失日を平成8年9月30日とする処理及び同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、遡って標準報酬月額を減額訂正する処理を行う合理的な理由は無く、有効な記録訂正があったとは認められない。これらのことから、申立人の同社における資格喪失日を雇用保険の離職日の翌日である9年4月15日に訂正し、8年8月の標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た44万円に訂正することが必要である。また、同年9月から9年3月までの標準報酬月額は、上記訂正後の8年8月の標準報酬月額から、44万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成9年4月15日から同年8月1日までの期間については、申立人及び複数の従業員が、「同年5月頃から給与の支給を受けていなかった。」旨供述していることから、厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を57万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を54万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年2月12日  
② 平成20年8月11日

A社に勤務した期間のうち、申立期間①に係る厚生年金保険の標準賞与額が、実際の保険料控除額に見合う標準賞与額と相違しており、また、申立期間②の標準賞与額の記録が無い。それぞれの賞与支給明細書を提出するので、各申立期間を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出のあった賞与支給明細書において、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、57万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、こ

れを履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人から提出のあった賞与支給明細書により、申立人は、当該期間において、A社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準賞与額については、賞与支給明細書において確認できる保険料控除額及び賞与額から、54万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の当該期間に係る賞与の届出を社会保険事務所に提出しておらず、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在はB社）における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年4月15日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額は30円とすることが必要である。

また、申立人のC社における厚生年金保険被保険者の資格取得日は昭和23年2月24日、資格喪失日は28年10月31日であると認められることから、当該期間の資格取得日及び資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年2月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,100円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月から25年10月までは4,000円、同年11月から26年2月までは4,500円、同年3月から同年11月までは5,000円、同年12月から27年3月までは6,000円、同年4月から同年12月までは7,000円、28年1月から同年9月までは8,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年10月1日から20年8月頃まで  
② 昭和23年2月頃から28年10月31日まで

A社に勤務した申立期間①及びC社に勤務した申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの会社には継続して勤務し、申立期間中、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①及び②について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①のうち、昭和19年10月1日から20年4月15日までの期間については、日本年金機構D事務センターから提出のあったA社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の旧姓と同姓同名で同じ生年月日の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年4月15日）が確認できる。

さらに、A社の複数の元従業員は、「申立人の明確な勤務期間については覚えていないが、申立人のことは記憶している。」旨供述しているところ、厚生年金保険被保険者番号払出簿において、申立人の旧姓と同姓同名で同じ生年月日の厚生年金保険年金手帳番号が、昭和19年6月1日付け（19年6月1日から同年9月30日までの期間は厚生年金保険発足前の準備期間であることから、厚生年金保険の被保険者期間として算入されない期間となる。）で事業所名「A」として払い出されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記未統合の記録は、申立人の厚生年金保険被保険者記録であると判断できることから、申立人のA社における資格取得日は昭和19年10月1日、資格喪失日は20年4月15日であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿の記録から、30円とすることが妥当である。

また、申立期間①のうち、昭和20年4月15日から同年8月頃までの期間については、B社の現在の会長（当該期間当時のA社における事業主の息子）は、「当時の厚生年金保険等の取扱いについては、資料が残っていないので不明であるが、昭和20年4月の空襲で会社が全焼した後、申立人が言っているように後片付けの要員として終戦日くらいまでは雇用していたのではないだろうか。」旨の供述から判断すると、当該期間における勤務は推認できるが、A社は、同年4月15日付けで厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、同社の上記被保険者名簿における被保険者で同年4月15日以降に資格を喪失している者を確認することができない。

なお、E市に移転後のA社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立人の氏名を確認することができなかった。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、C社から提出のあった人事記録から、申立人は昭和23年2月24日に入社し、28年10月30日に退職していることが確認できる上、同社の人事担当者は、「当社保管の年金資格取得・喪失記録台帳から、申立人は、入社日の昭和23年2月24日に厚生年金保険の資格を取得した記録が確認できるが、資格喪失日については確認することができない。」旨回答しているところ、日本年金機構D事務センターから提出のあった同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、申立人の旧姓と同姓同名で同じ生年月日の基礎年金番号に統合されていない被保険者記録（資格取得日は昭和23年2月24日、資格喪失日は28年10月31日）が確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年2月24日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、28年10月31日に資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったと認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人に係る上記厚生年金保険被保険者台帳の記録から、昭和23年2月から同年7月までは600円、同年8月から同年11月までは2,100円、同年12月から24年4月までは3,600円、同年5月から25年10月までは4,000円、同年11月から26年2月までは4,500円、同年3月から同年11月までは5,000円、同年12月から27年3月までは6,000円、同年4月から同年12月までは7,000円、28年1月から同年9月までは8,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和38年11月10日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

また、申立人は、申立期間②の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和40年4月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間①及び②の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年11月10日から39年5月5日まで  
② 昭和40年3月11日から同年4月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。それぞれの申立期間にグループ会社間の異動はあったが継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、人事記録等の異動を示す資料は無いが、申立人が昭和33年10月から41年11月まで同社に在職し、グループ会社間での異動（B社からA社に異動）はあったものの、継続して勤務していたと回答している。

また、A社は、グループ間の異動については継続して厚生年金保険料を控除していたとしており、当時のC社の社会保険担当者は、グループ会社には各々の担当者がおり、A社の指示に基づいて対応していた旨供述している。

さらに、B社及びA社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間①を含む昭和38年及び39年に、B社からA社に転勤した従業員18人の中には、申立人と同様に被保険者期間に欠落のある者が一人確認できるが、その他の従業員の被保険者期間に欠落は無いことが確認できる。

加えて、上記被保険者名簿から、当該期間にB社に勤務し、その後、同社から他のグループ会社に異動したことが確認できる5人のうち二人は、グループ会社間の異動

と同時に保険料が控除されていたとしている。

これらを総合的に判断すると、申立人はグループ会社であるB社及びA社に継続して勤務し（B社からA社に異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、人事記録等の異動日を示す資料は無いが、申立人は、当該期間にはA社に勤務していたと主張していることから、昭和38年11月10日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和39年5月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したはずとしているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間②について、A社は、人事記録等の異動を示す資料は無いが、申立人が昭和33年10月から41年11月まで同社に在籍し、グループ会社間での異動（A社からC社に異動）はあったものの、継続して勤務していたと回答している。

また、A社及び同社のグループ会社に係る事業所別被保険者名簿から確認できる従業員に照会を行い、8人から回答を得たが、唯一、申立期間②にC社で厚生年金保険の加入記録がある者は、「自分は申立人を記憶している。グループ会社間での異動と同時に厚生年金保険料は控除されていた。」と供述している。

さらに、A社及びC社に係る事業所別被保険者名簿によれば、申立期間②を含む昭和40年及び41年に、A社からC社に転勤した従業員13人の中には、申立人と同様に被保険者期間に欠落のあるものが一人確認できるが、その他の従業員の被保険者期間に欠落は無いことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人はグループ会社であるA社及びC社に継続して勤務し（A社からC社へ異動）、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、異動日については、人事記録等の異動日を示す資料は無いが、申立人は、当該期間にはA社に勤務していたと主張していることから、昭和40年4月1日とすることが妥当である。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年2月の事業所別被保険者名簿の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は履行したはずとしているが、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立

てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、申立人の申立期間の標準報酬月額に係る記録を50万円に訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年10月1日から7年4月29日まで

A社に取締役として勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬月額と比較して低くなっている。平成5年分及び6年分の確定申告書の控えを提出するので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社に係る申立期間の標準報酬月額は、当初、50万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成7年4月29日）の後の平成7年5月25日付けで、遡って5年10月から6年9月までは28万円、同年10月から7年3月までは26万円に減額訂正処理されていることが確認できる。

このことについて、申立人は、退職（平成7年4月末）後、A社の社会保険事務担当者から、同社の管轄社会保険事務所の指示に従い、2年前に遡って、自身の申立期間の標準報酬月額を引き下げた旨伝えられたが、厚生年金保険料の還付は無かった旨供述している。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、申立人が申立期間に同社の取締役であったことが確認できるところ、同社と顧問契約を結んでいた社会保険労務士は、申立人の職種は営業担当であり、厚生年金保険事務に関わっておらず、申立期間当時、同社の社会保険事務担当者は申立人と別人であった旨回答している。

また、当時の事業主は、申立人にA社の代表者印等を預けていたが、申立人が同社を退社した平成7年4月末には、預けていた代表者印等を返してもらい、その後、申立人に代表者印等を渡したことはないとしており、上記遡及減額訂正処理日において、申立人が同社の代表者印等を取り扱うことができなかつた旨供述していることから、申立人は、当該処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、標準報酬月額を遡って減額訂正処理する合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 50 万円に訂正することが必要である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録は、事後訂正の結果<標準賞与額> (別添一覧表参照) とされているところ、当該額は厚生年金保険法第 75 条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は訂正前の<訂正前標準賞与額> (別添一覧表参照) とされているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額<標準賞与額> (別添一覧表参照) に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別添一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : <申立期間> (別添一覧表参照)

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額が相違していた。同社は、事後訂正の届出を行ったが、保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は年金給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された「夏季手当給料台帳」から、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記「夏季手当給料台帳」において確認できる保険料控除額から、<標準賞与額> (別添一覧表参照) とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所 (当時) に対し誤って提出し、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 9 件 (別添一覧表参照)

事案番号	氏名	基礎年金番号	生年月日	住所	申立期間	訂正前標準賞与額	標準賞与額
18915	男		昭和43年生		平成15年7月11日	4万 円	40万 円
18916	男		昭和32年生		平成15年7月11日	4万 円	40万 円
18917	男		昭和37年生		平成15年7月11日	3万 円	30万 円
18918	男		昭和15年生		平成15年7月11日	10万 円	100万 円
18919	女		昭和43年生		平成15年7月11日	2万 3,000円	23万 円
18920	男		昭和46年生		平成15年7月11日	2万 円	20万 円
18921	女		昭和51年生		平成15年7月11日	2万 3,000円	23万 円
18922	女		昭和48年生		平成15年7月11日	2万 3,000円	23万 円
18923	男		昭和44年生		平成15年7月11日	3万 円	30万 円

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を31万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和49年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成20年7月25日

A社における被保険者期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準賞与額の記録が無い。平成20年7月分の給与支給明細書(賞与)及び同年分給与所得の源泉徴収票を提出するので、標準賞与額を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった申立期間に係る「賃金台帳(2008年7月賞与台帳)」、申立人から提出された平成20年7月分の「給与支給明細書(賞与)」及び同年分給与所得の源泉徴収票により、申立人は、申立期間に同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準賞与額については、「給与支給明細書(賞与)」等において確認できる保険料控除額から、31万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立てに係る賞与の届出を社会保険事務所(当時)に提出しておらず、申立期間に係る厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を、平成 19 年 1 月 31 日は 100 万円、20 年 1 月 31 日は 150 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 49 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 19 年 1 月 31 日  
② 平成 20 年 1 月 31 日

A社における厚生年金保険の被保険者期間のうち、申立期間の標準賞与額の記録が無いことが分かった。同社は年金事務所に事後訂正の届出を行ったが、厚生年金保険料は時効により納付できず、訂正後の記録は、年金の給付に反映されないため、給付されるよう記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立人は、申立期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、源泉徴収簿兼賃金台帳において確認できる保険料控除額及び賞与額から、平成 19 年 1 月 31 日は 100 万円、20 年 1 月 31 日は 150 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立期間に係る賞与の届出を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、また、当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C出張所における資格喪失日に係る記録及び同社D出張所における資格取得日に係る記録を昭和40年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年2月28日から同年3月5日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に出張所間の異動はあったが同社に継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びB社から提出された在職期間証明書から判断すると、申立人は、A社に継続して勤務し（昭和40年3月1日にA社C出張所から同社D出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C出張所における昭和40年1月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主は、申立人の資格喪失日及び資格取得日に係る届出を社会保険事務所に対して誤って提出し、申立期間に係る厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年2月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 3 月から平成 3 年 3 月まで  
私の両親は、私が 20 歳のときに国民年金の任意加入手続をしてくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の両親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の加入手続をしたとする申立人の両親は、任意加入手続を昭和 63 年\*月頃に両親が居住していた市の支所で行ったと説明しているが、この当時、申立人は別の市で住民登録をしていたことが戸籍の附票で確認できること、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間直後の平成 3 年 5 月に払い出されており、被保険者資格取得日は学生が強制加入適用となった 3 年 4 月 1 日であることが確認でき、申立期間は、学生の任意加入適用期間の未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができないことなど、申立人の両親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月及び同年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月及び同年2月  
私の父は、平成4年3月頃に私の国民年金保険料の免除申請をし、申請をしたときから半年ぐらいたったときに、申立期間の保険料を納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親は、申立人の免除申請手続きをしたときから半年後ぐらいに申立期間の国民年金保険料を自身が勤務していたとする町役場で納付したと説明しており、平成4年4月22日に申立期間直後の同年3月から5年3月までの期間を免除申請していることがオンライン記録で確認できるが、申立人の父親から提供のあった平成4年分の給与所得の源泉徴収票の社会保険料等の金額は、父親の社会保険料額と祖母の国民健康保険料額の合計額と一致し、申立人の国民年金保険料額は含まれていないことが確認できること、父親が申立期間の保険料を納付したとする時点で申立期間の保険料は過年度保険料となり、父親が納付したとする町役場では、過年度保険料を納付することができなかったこと、6年1月5日に申立期間の保険料に係る過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付書作成時点で申立期間の保険料は未納であったほか、父親はこの当時に保険料を納付した記憶は無いことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和26年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から49年3月まで

私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が結婚するまでの国民年金保険料を納付してくれた。当時、私と一緒に家の商売を手伝い、母が保険料を納付していた姉は、結婚するまでの保険料が全て納付済みとなっている。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする母親から当時の納付状況等を聴取することが困難なため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和49年8月に、申立人の妹と連番で払い出されていることが確認でき、当該払出時点では、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付により遡って納付する以外にないが、申立人は、母親から申立期間の保険料を遡って納付したという話を聞いた記憶は無いこと、手帳記号番号が連番で払い出されている妹も、申立人と同じく49年4月から保険料の納付を開始していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

さらに、申立人は、手帳記号番号払出直後の昭和49年10月15日発行の国民年金手帳を1冊所持し、別の手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 1 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 1 月から同年 9 月まで

私は、国民年金に加入したときに、国民年金保険料の未納期間を調べてもらい、未納期間の保険料を遡って全て納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金に加入したときに、未納であった 20 万円を超える額の保険料を遡って納付したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成 2 年 10 月から同年 11 月頃までに払い出されており、当該払出しが同年 10 月の場合には申立期間のうち昭和 63 年 6 月以前の期間が、当該払出しが 2 年 11 月の場合には申立期間の全部が時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人が国民年金加入時に遡って納付したとする金額は、納付済みの 63 年 10 月から加入手続時までの保険料の金額とおおむね合致していることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成3年6月及び7年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年6月  
② 平成7年7月

私の妻は、申立期間に係る夫婦二人分の第1号被保険者への切替手続を行い、国民年金保険料を納付した。妻の保険料は納付済みになっているのに、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の妻は、申立期間に係る第1号被保険者への切替手続及び保険料の納付をそれぞれ夫婦一緒に行ったと説明しているところ、妻の申立期間に係る種別変更の処理はそれぞれ平成4年5月及び7年12月に行われていることがオンライン記録で確認でき、申立人の当該種別変更の処理が妻と同時期に行われていた場合は、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されることとなるが、申立人に対して手帳記号番号が払い出されていた記録は無く、申立人の申立期間に係る種別変更の処理が行われたのは、申立人の基礎年金番号が付番された9年1月以降であると考えられるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から44年3月までの期間、同年6月、同年7月及び46年5月から50年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和19年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和41年8月から44年3月まで  
② 昭和44年6月及び同年7月  
③ 昭和46年5月から50年3月まで

私は、会社を退職する都度、厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、会社を退職する都度厚生年金保険から国民年金への切替手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和50年10月頃に払い出されていること、当該払出時期からみて申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付により遡って納付する以外にないが、申立人は、国民年金加入当時に保険料を遡って納付した記憶は無いと説明していること、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 5 月から同年 12 月までの期間及び 54 年 2 月から同年 6 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 33 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 5 月から同年 12 月まで  
② 昭和 54 年 2 月から同年 6 月まで

私の父は、私が 20 歳になった頃に私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする父親は、保険料の納付状況に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 53 年\*月頃に父親が申立人の国民年金の加入手続きを行ったと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の 54 年 10 月に払い出されており、55 年度の 1 か月分の保険料は厚生年金保険加入期間の納付であったとして 56 年 3 月 19 日の決議により申立期間①と②に挟まれた 54 年 1 月の保険料に充当されていることが還付整理簿で確認でき、当該充当決議時点で当該月分のみ未納であったと考えるよりは、当該月を含む申立期間の保険料が未納であったと考えるのが自然であるほか、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成7年5月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年5月から8年2月まで

私の母は、私が20歳のときから私の国民年金保険料を納付してくれていた。その後、保険料の免除制度があることを知り、平成8年度に免除申請の手続をしたが、7年度の保険料は納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、母親は、保険料の納付方法、納付場所、納付額及び納付頻度についての記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、平成7年6月に払い出されているものの、当該払出しは職権によるものであったことが国民年金被保険者名簿で確認できるほか、申立期間直後の8年3月の保険料は10年4月15日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、申立書を年金事務所に提出する際、領収印の無い7年度保険料領収済通知書を所持していたと説明していることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 11 月から平成元年 8 月までの期間及び 5 年 4 月から同年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 61 年 11 月から平成元年 8 月まで  
② 平成 5 年 4 月から同年 12 月まで

私は、平成 5 年から 7 年くらいまでの間に金融機関で国民年金保険料 70 万円から 80 万円くらいを 20 歳まで遡って一括で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人が保険料を納付したとする平成 5 年から 7 年までの時点では申立期間①は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間②直後の 6 年 1 月から 7 年 3 月までの期間の保険料が 8 年 2 月 27 日に納付されていることがオンライン記録で確認でき、当該納付時点では申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成2年7月から3年3月までの期間及び9年9月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成2年7月から3年3月まで  
② 平成9年9月から同年12月まで

私の父は、私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料を納付してくれていたはずである。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することが困難であるため、当時の状況が不明である。

また、申立期間①は、申立人は当該期間当時大学生であり、申立人が所持する年金手帳の「国民年金の記録」欄には、申立人は当該期間直後の平成3年4月1日に第1号被保険者資格を取得したことが記載されているほか、申立人の国民年金手帳の記号番号は3年11月に払い出されており、当該期間は国民年金の未加入期間であり保険料を納付することができない期間であること、申立期間②は、当該期間は国民年金の未加入期間とされており、申立人の父親及び申立人が当該期間当時に国民年金の再加入手続をしたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年10月から57年9月までの期間及び57年11月から58年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和33年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和53年10月から57年9月まで  
② 昭和57年11月から58年3月まで

私の母は、私の申立期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和58年10月頃に払い出されており、この払出時点では申立期間①のうち56年6月以前の期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立期間①と②に挟まれた57年10月の保険料は納付済みと記録されているが、これについては、59年9月分として納付された保険料は同月に申立人が共済組合に加入していたことが確認されたため、57年10月分に充当処理されたものであることが確認できる。

さらに、申立人の姉は、母親が申立人の申立期間の保険料を遡って納付したかについては分からないと説明しているほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年10月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年10月から46年3月まで  
私の母は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付を行っていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないほか、申立人は、母親から国民年金の加入手続及び保険料の納付について直接聞いたことがないと説明しているため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、20歳頃に母親が国民年金の加入手続をしてくれたと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間後の昭和46年4月から6月頃までに払い出されており、当該払出時点では、申立期間の保険料は過年度納付及び現年度納付することが可能であったものの、申立人は母親から保険料を遡って納付したと聞いた記憶は無いと説明しているなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和54年3月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和34年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年3月から56年3月まで  
私は、父から申立期間の私の国民年金保険料を納付していたと聞いている。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付をしてきていたとする父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は平成9年1月に付番されており、当該付番前に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていた記録は無く、申立期間は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間であり、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人の父親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、20歳のときに父に勧められて、当時居住していた市の窓口で国民年金の加入手続を行ったと思う。大学在学中は、納付書が送付されてこなかったが、大学を卒業した昭和59年4月以降には納付書が送付されてきたので、金融機関で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は平成元年5月頃に払い出されており、当該払出時点では申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立人が納付していたと説明している申立期間の保険料額は、申立期間の保険料額と相違している一方、納付済みと記録されている平成元年度の保険料額と一致している。

また、申立人は申立期間当時に別の年金手帳を所持していた記憶も無く、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年10月から48年3月まで  
私の国民年金の加入手続は義父が行い、申立期間の国民年金保険料は義父又は夫が納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の義父及び夫が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、義父から当時の納付状況等を聴取することができず、夫は申立期間の保険料の納付に関して憶<sup>おぼ</sup>えていないと説明しており、当時の状況が不明である。

また、申立人の国民年金の手帳記号番号は昭和48年6月4日に払い出されており、当該払出時点では申立期間の保険料は過年度納付することが可能であったものの、申立人は、義父及び夫が自宅で集金人に保険料を納めていたと思われるが、申立期間の保険料を遡って納付したと聞いたことはないと説明しているなど、申立人の義父及び夫が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和63年11月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年11月から平成元年3月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続きを行い、私が短大を卒業するまでの期間の国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続き及び保険料の納付に関与しておらず、加入手続き及び保険料を納付してくれていたとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立人が所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号のみが記載され、国民年金手帳の記号番号の記載が無いほか、申立人は申立期間当時に年金手帳を所持していた記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 2 月から 54 年 4 月までの期間、55 年 4 月から同年 7 月までの期間及び平成 2 年 1 月から同年 6 月まで期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 53 年 2 月から 54 年 4 月まで  
② 昭和 55 年 4 月から同年 7 月まで  
③ 平成 2 年 1 月から同年 6 月まで

私は、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人の基礎年金番号は、平成 9 年 1 月に申立人の厚生年金保険の記号番号を基に付番されていることが確認でき、当該基礎年金番号の付番の前に申立人に対し国民年金の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。また、申立人は、「現在所持する年金手帳は 1 冊のみであり、ほかの年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べている。これらのことから、申立期間①、②及び③は、申立人の基礎年金番号が付番された 9 年 1 月において、国民年金に加入していない期間であることが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、加入手続を行った時期、当該期間に係る保険料の納付方法、納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 2 月から平成 6 年 5 月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることができず、また、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 2 月から平成 6 年 5 月まで

私は、会社勤めをしていた昭和 60 年頃に、その時点で国民年金に加入すれば、それまでの未納分の保険料は免除されることを知り、国民年金の加入手続を行った。加入手続の前の国民年金保険料は免除されているはずであり、加入手続以降の保険料は私が納付してきた。申立期間の保険料が免除とされていないこと、また保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、A区の国民年金手帳記号番号払出簿によれば、申立人が主張する昭和 60 年頃ではなく、平成 8 年 7 月に払い出されていることが確認でき、また、申立人が現在所持する年金手帳は、平成の年号の印字があり、平成元年以降に交付されたものであることが確認できる。その上、申立人は、「現在所持する年金手帳は 1 冊のみであり、ほかの年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立期間は、当該手帳記号番号の払出しの前の期間であることから、制度上、遡って免除申請することができない期間である

さらに、申立期間直後の平成 6 年 6 月の保険料は、申立人が所持する納付書・領収証書によれば、申立人の手帳記号番号の払出しと同じ時期において、時効期限の直前に過年度納付されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を免除され、又は、納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を免除され、又は、納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料の免除申請を行い免除されていたものと認めることができず、また、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年8月から6年3月までの期間及び10年4月から11年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和47年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年8月から6年3月まで  
② 平成10年4月から11年12月まで

私は、20歳になった平成4年\*月頃に国民年金の加入手続を行った上、その後の厚生年金保険から国民年金への切替手続もその都度行い、国民年金保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、オンライン記録によれば、申立期間①当時に、申立人に対し国民年金の手帳記号番号が払い出された状況は確認できず、申立人の基礎年金番号は、平成9年1月に付番されていることが確認できる。また、申立人は、「国民年金の加入手続をしたときに年金手帳の交付を受けた記憶が無い。」と述べており、申立期間①当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。その上、申立期間①に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、12年3月に追加されていることが確認できる。これらのことから、申立期間①は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①は、当該記録が追加された時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間②については、オンライン記録によれば、平成12年2月の時点において、申立人は国民年金の加入手続が行われていない者として加入勧奨の対象者とされている記録が確認でき、申立人が国民年金の加入手続きと一緒にいったとする国民健康保険について、当時申立人が居住していたA区は、「申立人の国民健康保険の最初の資格取得時期は、12年3月である。」と回答している。これらのことから、申立人の国民年金の加入手続は、12年3月頃に国民健康保険の資格取得と合わせて行われたもの

と考えられる。さらに、この国民健康保険の資格取得の時点において、申立人は、申立期間②の保険料を遡って納付することが可能であるものの、申立人は、「遡って保険料を納付したことはない。」と述べている。

一方で、申立人の申立期間②の直後の12年1月の保険料は、オンライン記録によれば、時効期限直前の14年2月に過年度納付されていることが確認でき、申立期間②の保険料は、当該過年度納付の時点においては、時効により納付することができない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 5 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月から同年 9 月まで

私は、納付書により国民年金保険料は全て納付している。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している納付書・領収（納付受託）証書によれば、申立期間の前後の平成 14 年 2 月から同年 4 月までの期間及び同年 10 月から 15 年 3 月までの期間の国民年金保険料は、15 年 2 月までに納付されていることが確認でき、その収納年月日はオンライン記録と一致している。また、申立人は、申立期間に係る国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）を所持しており、その発行時期が平成 15 年 3 月であることが確認できる。これらのことから、申立期間の保険料は、前述の申立期間の前後の保険料が納付された後においても未納であったことが推認できる。

さらに、申立期間は、保険料の収納事務が国に一元化され事務処理の電子化等が一層促進された平成 14 年 4 月以降の期間であり、誤った納付書の発行、記録漏れ、記録誤り等は考え難い。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、保険料の納付時期、納付金額の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 6 月から 58 年 4 月までの期間、59 年 9 月及び 61 年 5 月から 62 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 6 月から 58 年 4 月まで  
② 昭和 59 年 9 月  
③ 昭和 61 年 5 月から 62 年 4 月まで

私は、結婚後の平成 2 年 10 月に、A 市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②及び③の保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の手帳記号番号は、オンライン記録によれば、平成 2 年 10 月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人は、「現在所持する年金手帳は 1 冊のみであり、ほかの年金手帳を所持した記憶は無い。」と述べており、当該手帳記号番号の払出しの前に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①、②及び③に係る国民年金の被保険者資格の取得及び喪失の記録は、オンライン記録によれば、平成 2 年 11 月に追加されていることが確認できることから、当該期間は、当該記録が追加される前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。その上、申立期間①、②及び③は、前述の手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は、申立期間当時の保険料の納付金額、納付時期及び納付場所等の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は

見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月から7年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月から7年1月まで  
私の申立期間の国民年金保険料は、私の母が一括で納付してくれた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関して母親から聞いたとする時期、納付期間、納付金額、納付場所等に関する記憶が曖昧である上、申立期間の保険料を一括で納付したとする母親は、申立人の年金のことは何も憶<sup>おぼ</sup>えていないとしている。

また、オンライン記録によれば、申立期間直後の平成7年2月及び同年3月の保険料は、時効期限直前の9年3月に過年度納付されていることが確認できる。さらに、申立期間は、当該過年度納付の時点においては、時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年3月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年3月から51年6月まで  
私の妻は、妻と二人分の申立期間の国民年金保険料を2回に分けて区役所で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断

申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする妻は、保険料の納付時期の記憶が曖昧であるほか、妻は自身の弟から借った金額を、夫婦二人分の保険料として、申立人の居住する区の区民館で2回に分けて納付したと説明するものの、納付したとする納付額は、申立期間を過年度納付及び第3回特例納付で納付した場合の納付額と大きく相違しているほか、申立人が居住する区は、当該区民館の開設は昭和53年4月であり、国民年金の収納業務は現年度保険料のみの取扱いで、過年度保険料及び第3回特例納付保険料の収納業務は取り扱っていなかったと説明している。

また、当該区の申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、申立人は申立期間中の昭和41年12月に所在不明、53年2月に所在確認と記載されていることから、申立期間の大半は不在として取り扱われていたことが確認できるなど、申立人の妻が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成9年7月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和44年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年7月

私は、平成9年7月30日に会社を退職し、同年8月頃に、区役所において厚生年金保険から国民年金への切替手続を行った。その際に、国民年金の窓口の女性が、「7月30日で退職したのなら、7月の分は保険料を納付する義務がある。」と言ったので、申立期間の保険料を区役所又は郵便局で納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の所持する、申立期間当時の普通預金通帳（写）からも、申立期間の保険料を引き出した記録については特定できず、申立期間に係る保険料納付を示す記載は見当たらない。

また、オンライン記録によると、申立期間直前の厚生年金保険の被保険者資格喪失日は平成9年7月31日であり、国民年金被保険者の資格取得日は同年8月1日であることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であるため、納付書は発行されないほか、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年6月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年6月から50年3月まで

私は、区の出張所で昭和50年9月から同年12月頃までに国民年金の加入手続きを行ったと思う。同年12月に、出張所において国民年金保険料を納付した際に、未納があると言われ、未納期間の納付書を発行してもらい、一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、申立内容について、当初は自身で納付したと説明していたが、申立期間当時に勤務先の給与から保険料を引き落とされていたと説明を変更した後、再度、区の出張所において、納付書を発行してもらい、自身で納付したと申立内容を変更しているほか、国民年金の加入手続き、保険料を遡って納付した期間及び納付額の記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和50年9月頃に払い出されていることが確認でき、当該払出時点で、申立期間は過年度納付する必要があるものの、申立人が居住していた区は、申立期間当時に区の出張所で発行していたのは、現年度保険料の納付書であり、過年度保険料の納付書は発行していなかったと説明している。

さらに、申立人が申立期間当時に居住していた区及び所轄の社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年11月から62年3月までの期間及び63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和39年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和59年11月から62年3月まで  
② 昭和63年9月

私の母は、私が20歳になったときに区特別出張所で私の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付してくれていた。また、私が最初に会社を退職し国民年金に切り替えた月が未納とされているが、区から届いた納付書については全て自分で保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の平成2年11月頃に払い出されており、当該払出時点では、申立期間①及び②はいずれも時効により保険料を納付することができない期間であること、申立期間①については、申立人は関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとする母親は、毎年申立人の誕生月の＊月に1年分の保険料を前納していたと説明しているが、保険料前納の終期は基本的に年度末月の3月までとされていることから、誕生月から1年分の保険料を前納することはできないこと、申立期間②については、申立人は会社退職後の国民年金への再加入手続きの時期、保険料の納付方法等の記憶が曖昧であるほか、申立人は、国民年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳の2冊の手帳を所持しているが、ほかの年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの付加保険料を含む国民年金保険料及び 59 年 1 月から 61 年 3 月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで  
② 昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 57 年 4 月頃に転居したが、転居前後も付加保険料を含む国民年金保険料の納付を続けており、保険料の納付をやめた記憶も無い。申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料が未納とされていること、及び申立期間②の付加保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の付加保険料を含めた国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当時に納付したとする金額は、当時の保険料額と相違している。

また、申立期間①については、申立人は、昭和 57 年 4 月頃に転居し、その際の事務処理の不備により当該期間の保険料が未納になったと説明しているが、戸籍の附票から申立人が転居したのは 58 年 3 月であること、申立人は夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、元妻の当該期間の付加保険料を含む保険料も未納であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

申立期間②については、申立人は保険料を遡って納付した記憶があり、当該期間の保険料は過年度納付していることがオンライン記録で確認できるが、付加保険料は制度上、過年度納付をすることができないこと、申立人は、夫婦の保険料を一緒に納付していたと説明しているが、元妻の当該期間の付加保険料も未納であることなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間①の付加保険料を含む国民年金保険料及び申立期間②の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 1 月及び同年 2 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 39 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 1 月及び同年 2 月  
私は、昭和 63 年 8 月に会社を退職した後に国民年金の加入手続を行った際に、就職する前の 2 か月分の国民年金保険料を遡って納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和 63 年 10 月頃に払い出されており、当該払出時点で申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人は、国民年金の記号番号が記載された年金手帳及び厚生年金保険の記号番号が記載された年金手帳の 2 冊の手帳を所持しているが、ほかの年金手帳を所持した記憶は無いとしており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人は、昭和 63 年 8 月に会社を退職した後に加入手続を行い、遡って保険料を納付したのは 1 回だけであると説明しており、当該時点で過年度納付可能な 62 年 3 月分の保険料を遡って納付したと考えられるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から62年3月まで  
私は、社会人になって数年たってから、母と一緒に国民年金の加入手続きを行い、母が私の2年分の国民年金保険料を遡って納付してくれていたはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が一緒に国民年金の加入手続きを行い、2年分の保険料を遡って納付したとする母親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明である。

また、申立人は、保険料を納付した時期、納付場所及び納付金額に関する記憶が曖昧であること、申立人の国民年金手帳の記号番号は昭和62年5月に払い出されており、当該払出時点で申立期間のうち59年4月から60年3月までの期間は時効により保険料を納付することができない期間であること、申立人は、現在年金手帳を1冊所持しているが、ほかの年金手帳を受領、所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年5月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年5月から同年12月まで

私は、会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたので、夫が入院した時期の昭和60年5月に国民年金の喪失手続を行った記憶は無い。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、保険料の納付場所及び保険料額等に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間が未加入期間とされていることについては、申立人は昭和60年5月23日に国民年金被保険者資格の喪失を申し出て、同月30日に記録変更が行われていることがオンライン記録で確認できること、当該申出以降は引き続き未加入期間とされていたが、その後平成5年7月29日に第3号被保険者の届出処理が行われた際に、厚生年金保険被保険者の配偶者として、2年遡った3年6月以降が第3号被保険者資格期間とされ、その前の元年9月から3年5月までの同配偶者期間は第3号被保険者未納期間とされていたことがオンライン記録の記録変更履歴から確認でき、このときに、夫が厚生年金保険未加入であった昭和61年1月から元年8月までの期間が未納期間とされ、未加入期間の終期が昭和60年12月とされたものと考えられることなど、オンライン記録に不自然さは見られず、未加入期間は、制度上、保険料を納付することができず、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和60年4月から61年3月まで

私は、昭和59年5月に会社を退職し、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。当時、主人が自営業をしており、事業所におけるほかの支払とともに申立期間の国民年金保険料を金融機関の窓口で納付していた。60年度の元帳にも保険料を納付していた記載がある。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和59年5月に会社を退職し、すぐに市役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によると、申立期間直後の61年4月頃に払い出されていることが推認でき、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出された事情は見当たらない。

また、申立人は、「申立期間当時、主人は自営業をしていた。昭和60年度の元帳にも保険料を納付していた記載がある。」として、60年度から63年度までの事業所における元帳を資料として提出している。当該元帳の記載内容によれば、申立期間の後の61年度及び62年度の分には、各期において夫婦二人分の保険料を納付した記載があり、この記載に係る夫婦の保険料の納付記録は、オンライン記録における夫婦の納付記録と一致していることが確認できる。しかし、申立期間に係る60年度の元帳には、申立人の夫の保険料の記載しか確認することができず、この金額は当時の一人分の保険料の金額と一致していることが確認できる。なお、62年度から63年度までの元帳においても、申立期間の保険料額が納付されたことを示す記載は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和47年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年1月から50年3月まで

私は、20歳になったら必ず国民年金に加入するようにと両親から言われていたため、20歳となった昭和47年の誕生日の1日か2日前にA区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を郵便局か金融機関で納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、20歳となった昭和47年の誕生日の1日か2日前に、A区役所で国民年金の加入手続を行った。」と主張している。しかし、申立人の国民年金手帳の記号番号は、オンライン記録によれば、申立期間より後の50年9月頃に払い出されていることが推認でき、また、申立期間当時に申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。これらのことから、申立期間のうち、47年1月から48年6月までの期間は、当該手帳記号番号の払出しの時点において、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の戸籍の附票によれば、申立人は昭和50年8月にA区において住民登録をしていることが確認できることから、同区に居住していない申立期間を含む50年7月以前の期間は、制度上、同区において国民年金の加入手続を行うことはできない期間である。

さらに、前述の手帳記号番号が払い出された昭和50年9月頃は、第2回特例納付の実施期間中であり、申立期間のうち、48年3月以前の期間は、保険料を遡って納付することができる期間であるが、申立人は、「保険料は、毎月又は3か月分をまとめて郵便局か金融機関で納めた。」と述べており、保険料を遡って納付したとの主張をしていない。その上、申立期間のうち、48年4月から同年6月までの期間は、第2回特例納付における納付対象期間とされていない。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 11 月及び同年 12 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 40 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月及び同年 12 月

私は、20 歳になった昭和 60 年\*月に国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった昭和 60 年\*月に国民年金の加入手続を行った。」と主張している。しかし、オンライン記録によると、申立人の基礎年金番号は、平成 10 年 11 月 11 日に付番されており、当該基礎年金番号の付番日より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことを確認することができない。また、申立人は、基礎年金番号制度が導入された 9 年 1 月以降に交付されるようになった青色の表紙の年金手帳のみを現在所持しており、「申立期間当時に所持していた年金手帳は、紛失した。」と述べているが、紛失したとする年金手帳の表紙の色の記憶が曖昧であることなどから、当該基礎年金番号の付番日より前に、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。これらのことから、申立期間は、当該基礎年金番号の付番日より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、オンライン記録によれば、前述の平成 10 年 11 月に付番された基礎年金番号については、申立人の被保険者区分欄に国民年金被保険者資格取得届を提出していない者に対して、職権により基礎年金番号を付番し、年金手帳を送付した場合に表示される「手帳送付者」の記録が確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が納付したとする保険料の金額は、申立期間の保険料額と相違する上、申立人は、保険料の納付場所の記憶が曖昧である。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年2月から47年3月までの期間、同年10月から49年9月までの期間、50年10月、同年11月、57年6月から同年12月までの期間、58年12月、59年1月及び60年3月から同年7月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年2月から47年3月まで  
② 昭和47年10月から49年9月まで  
③ 昭和50年10月及び同年11月  
④ 昭和57年6月から同年12月まで  
⑤ 昭和58年12月及び59年1月  
⑥ 昭和60年3月から同年7月まで

多分、私の母だと思うが、私が20歳になった昭和46年\*月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。私の所持する年金手帳にも加入手続を行った旨が記載されている。申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、親から毎月納付するよう厳しく言われ続け、どこで納付したか憶<sup>おぼ</sup>えていないが、全て私が納付した。申立期間④、⑤及び⑥については、会社を退職した都度、私が国民年金の加入手続を行い、私が保険料を納付した。申立期間①から⑥までの保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、②及び③については、申立人は、「当該期間の国民年金保険料は、全て納付した。」と主張しているが、申立人は当該期間の保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

また、申立人は、「多分、私の母だと思うが、私が20歳になった昭和46年\*月頃にA区役所で国民年金の加入手続を行ったと思う。」と述べているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳の記号番号は、47年9月5日にB区で払い出されたことが確認でき、当該払出簿における当該手帳記号番号が記載され

たページには、「重複のため取消」、「不在」、「欠番（厚年加入）」の記載が散見されることから、申立人の手帳記号番号は職権により払い出されたものと推認できる。

さらに、申立人は、「私の所持する年金手帳にも加入手続を行った旨が記載されている。」と主張しているが、当該手帳における「被保険者となった日」は、国民年金の被保険者の20歳到達日などを基に国民年金の被保険者資格の取得日が記載されているものであり、実際に国民年金の加入手続を行い、保険料の納付を開始した時点を表すものではない。

加えて、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 2 申立期間④、⑤及び⑥については、オンライン記録によると、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した平成8年4月の後の同年5月23日に当該期間に係る国民年金の被保険者の資格取得の記録が追加され、当該期間が保険料の未納期間として整備されたものであることが確認できる。これらのことから、申立期間④、⑤及び⑥は、当該記録の追加の時点より前においては、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。

また、申立人は、申立期間④、⑤及び⑥の保険料の納付場所及び納付金額の記憶が曖昧である。

さらに、申立人が申立期間④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人が申立期間④、⑤及び⑥の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年3月から46年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年3月から46年9月まで  
私の母は、昭和44年の3月又は4月頃に、私の国民年金の加入手続を行い、私の申立期間に係る国民年金保険料を納付してくれていた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳の記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人が主張している昭和44年の3月又は4月頃ではなく、46年4月頃に払い出されていることが推認できる。また、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人及び申立期間に係る保険料を納付したとする申立人の母親は、「申立期間に係る保険料は、金融機関において、納期限にあわせて順番に納めていた。」と述べている。しかし、申立人が居住していた区においては、昭和46年3月までは、印紙検認の方法によって保険料の収納が行われている上、申立人の母親は、保険料の納付金額等の記憶が曖昧である。

さらに、A事業団が作成した申立人の被保険者台帳によれば、申立人は、昭和46年9月6日に同事業団に保険料の代行納付を委託し、同事業団は、同年10月から、申立人の保険料の徴収を開始したこと及び申立期間の保険料は納付されていない記録となっていることが確認できる。

加えて、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

このほか、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの期間、2年2月及び3年2月から同年10月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年4月から同年9月まで  
② 平成元年10月  
③ 平成2年2月  
④ 平成3年2月から同年10月

私は、会社を退職した後の平成元年4月頃に国民年金の加入手続を行い、退職していた時期なので経済的には厳しかったが、失業保険等の収入で申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を頑張って納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「会社を退職した後の平成元年4月頃に国民年金の加入手続を行い、申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付してきた。」と主張している。

しかしながら、申立期間①、②、③及び④当時、国民年金手帳の記号番号は払い出さず、申立人の所持する年金手帳には厚生年金保険の記号番号は記載されているものの、国民年金の記号番号は記載されていないことが確認できる。また、申立人は、「所持する年金手帳はこの1冊だけである。」と述べており、申立人に対して国民年金手帳の記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の申立期間①、②、③及び④に係る国民年金の被保険者資格は、オンライン記録によれば、平成9年7月末に会社を退職した後の9年9月24日に、過去の年金記録の確認が行われたことにより、追加され、当該期間が保険料の未納期間として整備されたことが確認できる。これらのことから、申立期間①、②、③及び④は、当該資格の追加の時点より前において、国民年金に加入していない期間であったことが推認でき、当該加入していない期間は、制度上、保険料を納付することができない期間である。その上、当該期間は、当該資格追加の時点においては、時効により保険料を納付するこ

とができない期間である。なお、オンライン記録によれば、同年 10 月から保険料の納付が開始されていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、このほか、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年4月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から53年3月まで

私は、昭和53年4月に国民年金に加入し、しばらくしてから国民年金保険料の未納通知が届き、区の出張所で相談した際、加入手続前の未納期間のうち、申立期間の保険料を納付することができることを知り保険料を遡って納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、遡って納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧である。

また、昭和54年4月に払い出された申立人の国民年金手帳の記号番号が記載されている年金手帳及び特殊台帳には、初めて被保険者となった日が申立期間後の53年4月1日と記載されており、オンライン記録においても、平成10年4月に記録訂正が行われるまでは初めて被保険者となった日は53年4月1日とされていたことが確認できる。

さらに、申立期間は、共済組合の退職一時金の支給を受けた期間であるが、一時金を受けても共済組合の組合員の期間であることから、制度上、国民年金の被保険者となり得ない期間であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年7月から9年2月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月から9年2月まで  
私の母は、私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料の免除申請をしてくれた。申立期間の保険料が免除とされていないことに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の免除申請手続に関与しておらず、申立人の加入手続及び保険料の免除申請手続を行ったとする母親は、申立人の国民年金手帳の受領及びその態様に関する記憶が曖昧である。

また、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は確認できず、申立人の基礎年金番号は、平成10年8月14日に付番されていることがオンライン記録で確認でき、当該付番時点で、申立期間は保険料を免除申請することができない期間であること、申立人に対して申立期間当時に、国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年1月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和26年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年1月から49年3月まで

私の母は、時期は定かでないが、私の国民年金の加入手続を区役所の出張所ですてくれたと思う。その後、未納分の国民年金保険料の督促状が送られてきたので母と一緒に区役所の出張所に出かけて、未納分をまとめて納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人及びその母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は、国民年金の加入手続に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付したとする母親から直接聴取することができず、申立人によれば、加入手続の時期、保険料の納付時期に関する母親の記憶は曖昧である。

また、申立人の手帳記号番号は、昭和50年1月に払い出されており、申立期間の保険料を納付するためには当時実施されていた第2回特例納付及び過年度納付をする以外にないが、申立人は、特例納付により納付した記憶は無いと説明している。

さらに、申立人は、申立期間の保険料は月額400円くらいであったと説明しているが、当時の保険料額及び特例保険料額と大幅に相違するほか、申立人は、申立期間の保険料を区役所の出張所で納付したと説明しているが、区役所の出張所では通常、特例保険料及び過年度保険料の収納取扱いを行っておらず、申立人は区役所の出張所で特定日に開催された特例納付に関する相談及び集合徴収に関する記憶も無いと説明している。

加えて、申立人は、初めて被保険者となった日が昭和46年1月1日と記載されたオレンジ色の年金手帳を1冊所持しているが、ほかの年金手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に、申立人に対して別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申

立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成元年3月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年3月から同年6月まで

私は、最初に勤めた会社を退職した平成元年3月頃、市役所で国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、何度も督促状が届き、納付期限間際に市役所へ行き納付した。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、平成元年3月頃に、市役所で国民年金の加入手続を行ったと説明しているが、申立人に対し国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、また、申立人は、厚生年金保険の記号番号のみが記載された年金手帳を1冊所持しており、国民年金手帳を受領し所持した記憶は乏しいこと、申立期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、保険料を納付することはできないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年10月から51年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年10月から51年11月まで

私は、昭和49年10月に、自宅の近所にあった区出張所で国民年金の任意加入手続を行い、以後、第3号被保険者となる直前の61年3月まで付加保険料を含めて国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が申立期間当初に付加保険料を含めて納付していたと説明する金額は、付加保険料を含めた申立期間の保険料額と大きく相違する。また、オンライン記録及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人は申立期間直後の昭和51年12月に任意加入により被保険者資格を取得していることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人が居住する区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立期間当時、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成13年7月から15年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和56年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成13年7月から15年4月まで

私は、郵送されてきた納付書により、平成13年7月から厚生年金保険の被保険者となる直前の15年4月まで国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は保険料の納付場所の記憶が曖昧である。

また、申立人は、2、3か月分の保険料をまとめて納付したこともあったものの主に毎月納付していたと説明しているが、氏名、住所及び国民年金手帳の記号番号が特定されている状況下で、行政が22か月間も連続して事務処理を誤ることは考え難い。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた市の平成13年度の「国民年金被保険者収滞納一覧表」によると、同年度の申立人の保険料は未納となっており、平成14年4月には保険料収納事務が市町村から国に一元化されるとともに、保険料の納付記録は金融機関等から磁気データをもって収録される等記録管理の強化が図られているため、申立期間のうち同年同月以降は金融機関等及び社会保険事務所（当時）において事務処理に誤りが生ずるとは考え難い時期であることなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和53年6月から54年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和53年6月から54年9月まで  
私は、昭和53年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を母に頼み、申立期間の国民年金保険料は自身で納付したはずである。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人が国民年金の加入手続を依頼したとする母親から当時の状況を聴取することが困難なため、加入手続の状況等を確認することができないほか、申立人は、申立期間当時の保険料の納付場所、納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人は、昭和53年6月に会社を退職した後、国民年金の加入手続を母親に依頼したと説明しているが、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の56年12月に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間であり、申立人に対し別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 7 月から平成 3 年 3 月まで  
私の父は、20 歳以上の国民は国民年金に強制加入しなければならないというテレビや新聞等の報道等により、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付書で納付してくれていたと思う。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料の納付に関与しておらず、加入手続を行い、保険料を納付していたとする申立人の父親から当時の納付状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であるほか、当時同居していた申立人の母親は、申立人は 20 歳前から厚生年金保険に加入していると思っていたため、国民年金の加入は 20 歳到達時からではないと思うと説明している。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は、申立期間より後の平成 8 年 12 月以降の時期に払い出されており、当該払出時点では、申立期間は時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間当時、申立人が居住していた区及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年7月から3年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和43年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年7月から3年5月まで

私は、平成3年から5年頃、市役所で国民年金の加入手続を行った際に、国民年金保険料に未納があると指摘されたので、窓口で納付可能な額の保険料を遡って一括で納付した。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、国民年金の加入手続の時期、保険料の納付時期、納付期間及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号が払い出された平成5年7月時点では、申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時、申立人が居住していた市及び所轄社会保険事務所（当時）において、申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出された記録は確認できず、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 59 年 4 月から 60 年 10 月までの期間、平成 3 年 10 月及び 4 年 10 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 4 月から 60 年 10 月まで  
② 平成 3 年 10 月  
③ 平成 4 年 10 月

私は、昭和 59 年 4 月に会社を退職した後、自身で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 59 年 4 月に退職した際の厚生年金保険から国民年金への切替手続の時期、その後の同切替手続の実施、申立期間の保険料の納付時期及び納付額に関する記憶が曖昧である。

また、オンライン記録によると、申立期間①に係る申立人の国民年金被保険者資格取得及び資格喪失、申立期間②に係る被保険者資格取得及び第 3 号被保険者資格への種別変更、申立期間③に係る第 1 号被保険者資格への種別変更及び第 3 号被保険者資格への種別変更が、いずれも平成 7 年 8 月 28 日に記録追加されていることが確認できることから、申立期間はそれまで未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるほか、当該記録追加時点では、申立期間はいずれも時効により保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間①のうち、昭和 59 年 9 月から 60 年 9 月までの期間は、元夫と同居し、元夫の扶養に入っていたため、国民年金保険料を自身では納付していないと説明しており、申立期間②及び③については、申立人の夫も未納であり、オンライン記録によると、夫の当該期間の被保険者資格取得及び資格喪失記録は申立人と同様に平成 7 年 8 月 28 日に記録追加されていることが確認できることから、当該記録追加時

点までは、当該期間は夫も未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であるなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 7 月から 57 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 28 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 7 月から 57 年 6 月まで  
私は、昭和 55 年に転居後しばらくして、隣人に勧められて国民年金の加入手続きを行い、集金人に申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は、昭和 55 年 5 月に転居した後に国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付していたと説明しているが、申立人の国民年金の手帳記号番号は 57 年 7 月 20 日に任意加入したことにより払い出されており、申立人の所持する年金手帳の国民年金の「初めて被保険者になった日」欄には「昭和 57 年 7 月 20 日」と記載されており、申立人が当時居住していた市の国民年金被保険者名簿及び同市の 58 年度と 59 年度の国民年金保険料収納一覧表でも資格取得日は同日とされている。

また、申立人の手帳記号番号は、上記のとおり昭和 57 年 7 月に払い出されており、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない期間であること、申立人は厚生年金保険の記号番号と国民年金手帳の記号番号が記載された年金手帳を 1 冊所持しており、ほかの手帳を所持した記憶は無いと説明しており、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11579

### 第1 委員会の結論

申立人の平成7年8月から9年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年8月から9年3月まで

私は、国民年金の加入手続をした記憶は定かでないが、平成9年10月頃に国民年金保険料の納付書が届いたので、母に納付書を手渡し、平成9年度及び申立期間の保険料を、振込手数料を支払って一括で納付してもらった。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人の保険料を納付したとする母親は、申立人から手渡された納付書で平成9年10月24日に平成9年度及び申立期間の保険料を一括で居住市の金融機関で振込手数料を支払って納付したと主張しているが、母親が申立期間の保険料を納付したとする9年10月の時点では、申立期間のうち7年8月は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、その後の同年9月以降の保険料は、過年度納付書により国に納付されることになるため、平成9年度分の保険料と申立期間の保険料を一括で納付することはできず、過年度納付書により保険料を納付する場合の振込手数料は不要である。

また、平成11年3月に過年度納付書が作成されていることがオンライン記録で確認でき、その作成時点からみて当該納付書は申立期間のうち9年2月分及び同年3月分の保険料に係るものと考えられることなど、申立人の母親が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成2年10月から5年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年10月から5年9月まで

私は、会社を退職後に市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行い、国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)が無く、申立人は国民年金の加入手続の時期及び納付したとする保険料額に関する記憶が曖昧であるほか、申立人は居住していた市の郵便局で保険料を納付していたと説明しているが、当該市では申立期間当時は郵便局で保険料を納付することができなかった。

また、申立人は、市役所で国民年金と国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと説明しているが、申立期間当時に申立人が国民健康保険に加入した記録は確認できるものの、申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出された記録は無く、申立期間当時に申立人に国民年金手帳の記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 東京国民年金 事案 11585 (事案 8968 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月までの期間及び 57 年 7 月から 61 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 20 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 9 月から 55 年 3 月まで  
② 昭和 57 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 54 年に海外から帰国した後、国民年金保険料の納付書が送られてきたため、翌年の 2 月末か 3 月にまとめて保険料を納付した。その後は継続して保険料を納付してきた。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間①は、申立人は、当該期間に一括納付したとする保険料額及び納付期間に関する記憶が曖昧であり、当該期間は国民年金の未加入期間であることから、保険料を遡って納付することができない期間であり、当該期間当時に申立人に手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらず、申立期間②は、申立人は、当該期間に納付したとする保険料の納付頻度、納付方法等に関する記憶が曖昧であるなど、申立人が当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらないとして、既に当委員会の決定に基づき平成 22 年 11 月 10 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対して申立人は、申立期間当時は収入も安定しており保険料を納付することが困難な状況にはなかったと説明し、当時の収入を証明する資料として元夫の給与支給明細書、賞与支給明細書、里子養育委託費の支払明細書等の資料を提出しているが、申立人から提出された資料及び説明は委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料及び説明とは認められず、申立人の希望により実施した口頭意見陳述においても、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和45年7月から50年3月までの期間及び51年1月から56年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和25年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年7月から50年3月まで  
② 昭和51年1月から56年3月まで

私の父は、私が20歳になった頃に私の国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料は私が納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人は国民年金の加入手続に関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行ったとする父親から当時の加入状況等を聴取することができないため、当時の状況が不明であり、申立期間の保険料を納付していたとする申立人は、保険料の納付額及び納付頻度等に関する記憶が曖昧である。

また、申立人の国民年金手帳の記号番号は申立期間後の昭和56年5月に払い出されており、当該払出時点では申立期間の大部分は時効により保険料を納付することができない期間であるほか、申立期間当時に申立人に別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないなど、申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできないため、申立人のA高等学校における資格喪失日（昭和63年1月28日）及び資格取得日（昭和63年4月1日）に係る記録を復元することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名：女  
基礎年金番号：  
生年月日：昭和37年生  
住所：

### 2 申立内容の要旨

申立期間：昭和63年1月28日から同年4月1日まで  
厚生年金保険の記録では、A高等学校に勤務した期間のうち、申立期間の加入記録が無い。同校には、昭和62年9月から63年7月まで継続して勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間の厚生年金保険被保険者資格に係る記録については、A高等学校から提出された人事異動通知書及び人事記録履歴カードにより、申立人は、申立期間に同校に継続して勤務していたことが確認でき、また、同校から提出された「臨時的任用職員の年金記録について」（平成19年7月2日付けB県教育委員会教職員課長通知）により、「学校等の臨時的任用職員は、昭和61年4月1日以降は社会保険に加入している。」とされている上、申立人から提出された63年分の給与所得の源泉徴収票により、社会保険料の控除が確認できることから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められるとして、既に当委員会の決定に基づき平成22年4月20日付けで総務大臣の年金記録に係る苦情のあっせんが行われ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第1項の規定により、申立人の資格喪失日（昭和63年1月28日）及び資格取得日（昭和63年4月1日）が取り消され、申立期間の標準報酬月額が16万円に訂正されている。

しかし、当該あっせん後の平成23年6月30日付けで、A高等学校から、「22年9月30日付けで熊谷年金事務所から保険料の納付勧奨があり、改めて調査を行ったところ、申立人は、共済組合に加入させるべき者であることが判明したために、遡って昭和63年1月28日付けで共済組合において加入手続を行った。このため、空白部分（同年1月28日から同年3月31日まで）については、共済組合加入期間として取り扱うこと

となったため、「年金記録の訂正のあっせん」の取消しをお願いします。」との連絡を受けた。

これらの事実及び関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和10年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年9月1日から32年6月1日まで  
② 昭和32年6月15日から39年2月21日まで  
③ 昭和39年4月21日から41年1月17日まで

年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。しかし、脱退手当金については、受給した記憶が無いので、その支給記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間③に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和41年1月17日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、同社及びその関連会社で2年以上の厚生年金保険被保険者記録のある14名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む8名に支給記録が確認でき、8名全員について資格喪失日から5か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者の1名は、「脱退手当金の請求手続は自分で行ったことは無く、退職時に事業所から何の説明を受けずに、脱退手当金として現金を受け取った。」旨の供述をしていることを踏まえると、A社では事業主による脱退手当金の代理請求が行われており、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和41年6月7日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和21年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年5月27日から49年3月1日まで  
60歳のときに、社会保険事務所(当時)で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを知った。

しかし、申立期間については、脱退手当金を受給した記憶が無いので、脱退手当金の支給記録を訂正してほしい。なお、昭和39年4月1日から45年4月1日まで勤務していた被保険者期間については、脱退手当金を受給した記憶が有るので申立てしない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和49年3月1日の前後の各3年以内に資格喪失した者であって、脱退手当金の受給資格を有する8名の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む6名に支給記録が確認でき、6名全員について資格喪失日から4か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社では事業主による脱退手当金の代理請求が考えられ、申立人についても、事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 36 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年5月1日から6年5月1日まで  
A社に勤務していた申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社に勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出のあったA社における社員旅行の写真から、勤務期間は特定できないものの申立人が申立期間に同社に勤務していたことはいかがえる。

しかしながら、既にA社は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主は、申立期間当時の申立人の勤務状況及び厚生年金保険の加入状況を確認できる関係資料を保有していないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間にA社に勤務していた従業員は被保険者期間の短い者が多く、従業員のうち一人は、営業では社員の入替えが多々有った旨供述していることから申立人を記憶しているとの回答は得られない。

さらに、A社の社会保険関係事務担当の従業員によれば、厚生年金保険の加入については本人との話合いで決めていたとしており、厚生年金保険に加入していない期間は保険料を控除していない旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 25 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 3 月 16 日から 58 年 3 月 16 日まで  
A社に昭和 52 年 8 月 12 日から 56 年 9 月 30 日まで勤務した後、同社に再入社し、B店本館に配属されたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。勤務していたことは確かなので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が記憶していたA社の同僚及び同社の従業員の回答により、期間は特定できないが、申立人は、申立期間当時、同社に勤務していたことがうかがえる。

しかし、申立人のA社における雇用保険の資格取得日は、昭和 58 年 3 月 16 日と記録されており、同社における厚生年金保険の資格取得日と一致している。

また、A社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書に、申立人の資格取得日は昭和 58 年 3 月 16 日と記載されていることが確認できるところ、同社は、「正社員は厚生年金保険に加入させていた。申立人は、昭和 57 年 3 月 16 日から 58 年 3 月 16 日までは正社員ではなかったため、57 年 3 月 16 日付けの厚生年金保険の資格取得の届出をせず、保険料の控除をしていない。」旨回答している。

さらに、A社における申立期間当時の社会保険事務担当者は、「A社は、入退社の出入りが激しく、アルバイトは特に出入りが激しかったため、社会保険に加入させていなかった。なお、正社員については社会保険に加入させていた。」と供述しているところ、申立人は、申立期間当時、アルバイトとして勤務していたことが考えられる旨供述している。

加えて、A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間に整理番号の欠番は見当たらないことから、申立期間に申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認

できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 41 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 9 月 30 日から同年 10 月 1 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の給料支払明細書を提出するので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成 2 年 9 月 29 日と記録され、また、申立人から提出された同年 10 月の給料支払明細書で確認できる労働日数が同年 9 月 21 日から同年 9 月 29 日までと記録されていることから、申立期間の勤務が確認できない。

また、申立人から提出された給料支払明細書によると、A社に入社した平成元年 4 月の給料支払明細書には厚生年金保険料控除額の記載は無く、同年 5 月の給料支払明細書から厚生年金保険料控除額が確認できることから、同社は、翌月控除であったと推認できるところ、2 年 10 月の給料支払明細書には、同年 9 月の厚生年金保険料控除額の記載が無いことが確認できる。

さらに、A社は、「申立期間当時の人事記録等の資料を保管しておらず、申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年11月1日から21年5月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間には、同社B工場で勤務した後、昭和21年2月又は同年3月から同社C工場に勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間に勤務していたことが確認できる1名の従業員は、「申立人は、昭和21年3月からA社C工場に勤務していた。」と回答していることから、申立人は、昭和21年3月から同社同工場に勤務していたことはうかがえる。

しかし、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は昭和56年1月\*日に解散しており、申立期間当時の事業主は連絡先が不明であるため、申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

また、A社から分離独立したD社は、「昭和52年4月にA社から分離独立したため、それ以前の資料は当社に残っておらず、申立人の勤務実態については不明である。」旨回答している。

さらに、A社B工場及び同社C工場の従業員を引き継いだF社の承継会社であるG社は、「申立期間当時の書類は、保存期限が経過しているため、申立人の勤務実態については不明である。」旨回答している。

加えて、申立人が名字だけを記憶している同僚について、F社C工場に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により確認できる同じ名字の従業員1名は、「申立人はF社C工場に勤務していたが、自分は同社に昭和21年7月1日から勤務していた。」と回答しているため、申立人の申立期間の勤務状況について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、これを確認で

きる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年7月1日から10年3月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の報酬額に見合う標準報酬月額より低くなっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が22万円と記録されているが、実際の報酬額は、平成5年7月から6年6月までは23万円程度、同年7月から7年6月までは23万7,000円程度、同年7月から8年6月までは24万5,000円程度、同年7月から10年2月までは25万円程度であったと主張している。

しかし、オンライン記録によると、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在は不明であり、当時の経理担当者は既に死亡していること、また、同社に係る商業登記簿謄本により、同社は平成14年4月に破産宣告を受けていることが確認できることから、同社の清算人は同社に係る資料は保存していない旨回答していることから、申立人の主張する報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、申立人は給与明細書等を保有しておらず、申立期間当時にA社に勤務していた元従業員に照会し、4人から回答があったが、申立期間当時の給与明細書を保有している者はいないことから、申立人の主張する報酬額及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、オンライン記録において、申立人の申立期間の標準報酬月額が遡って訂正や取り消されるなどの不自然な点は見当たらず、また、申立人と同職種であった同僚等の標準報酬月額の記録を確認したが、申立人が主張するような毎年の定期的な標準報酬月額の上昇は見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月 1 日から 15 年 9 月 1 日まで

A社の代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、報酬月額に見合う標準報酬月額と相違している。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、62万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成15年9月1日）の後の平成15年12月1日付けで、遡って9万8,000円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本により、申立人は申立期間及び減額訂正処理日において代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、滞納保険料の件で、社会保険事務所（当時）に数回行き、担当者から標準報酬月額を減額する方法もあるとの話をされたが、減額に正式に同意した覚えは無いとしているところ、A社に係る滞納処分票によれば、同社は平成11年頃から社会保険料の支払に苦慮していたことがうかがえる。

さらに、A社の社会保険事務を委託されていた社会保険労務士は、自身の権限では標準報酬月額の減額訂正処理には関与できないとし、申立人が合意の上で減額訂正処理を行ったのではないかとしていることから、申立人が当該減額訂正処理に関与していなかったとは考え難い。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として、社会保険の届出事務に権限を有し、自らの標準報酬月額の減額訂正に関与しながら、当該減額訂正を有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 16 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 5 月から同年 6 月まで

A社（現在は、B社）に勤務していた期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社と一緒に勤務した同僚の名前等を記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社で勤務した当時の勤務場所等の状況を具体的に記憶しており、また、申立人が記憶する同僚4人のうち3人は同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿で確認できることから、期間は特定できないものの、申立人は申立期間に同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、B社は、当時の人事関係及び厚生年金保険等に関する書類は既に廃棄されており、当時の申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の取扱い等については分からない旨回答している。

また、B社の人事担当者は、同社では従業員が入社してから3か月間の試用期間があるものの、現在では試用期間に関係なく入社後すぐに厚生年金保険に加入させているが、申立期間当時は人の出入りが多く、事務が大変であったと考えられることから、試用期間中は厚生年金保険に加入させていなかった可能性がある旨供述している。

さらに、A社において、申立期間当時、厚生年金保険被保険者であった従業員3人は、当時は3か月程度の試用期間があった旨供述しており、このうちの一人は、試用期間中は厚生年金保険に加入していなかった旨供述している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間については、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年3月から24年2月まで

Aが所有するB船舶に乗船した期間の船員保険の加入記録が無い。同船舶に乗ったことは確かであり、船舶所有者の親族が記載した乗船したことを証明する文書を提出するので、船員保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、B船舶の船舶所有者の親族が記載した申立人の乗船を証明する文書を提出していることから、このことについて船舶所有者の親族に照会したところ、「船舶所有者は既に他界している。申立期間当時、自分たちは2歳と12歳であったため、申立人のことも当時の船員保険の取扱いについても分からない。ただ、申立人が同僚の名前を挙げており、この同僚は知っていることから、申立人も同船舶に乗っていたと思い証明書を作成した。」旨供述している。

また、B船舶に係る船員保険被保険者名簿によると、申立人が記憶する上記同僚の被保険者記録は確認できない上、当該同僚は、「自分は昭和20年から23年頃まで同船舶に乗り、その間、申立人も乗船していた。船員手帳は持っておらず、船員保険には入っていなかった。」旨供述している。

さらに、上記被保険者名簿によると、B船舶は昭和24年1月1日に船員保険の適用船舶となっており、申立期間の大半においては、同船舶は適用船舶としての記録は無い上、当該被保険者名簿の整理番号に欠番は無いことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険の被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和50年11月12日から51年1月1日まで  
② 昭和51年4月1日から同年5月28日まで  
③ 昭和51年8月30日から同年12月19日まで  
④ 昭和52年2月27日から53年3月31日まで  
⑤ 昭和51年から52年まで  
⑥ 昭和51年から52年まで  
⑦ 昭和53年4月から同年5月まで  
⑧ 昭和53年5月16日から同年8月15日まで  
⑨ 昭和54年3月25日から同年6月27日まで  
⑩ 昭和54年7月14日から同年11月2日まで  
⑪ 昭和54年11月3日から55年2月10日まで  
⑫ 昭和55年3月22日から56年3月31日まで  
⑬ 昭和56年4月8日から同年5月9日まで  
⑭ 昭和56年5月12日から57年3月31日まで  
⑮ 昭和57年4月1日から58年まで

申立期間①から⑮までの厚生年金保険の加入記録が無い。しかし、申立期間①はA校に、申立期間②はB校に、申立期間③はC校に、申立期間④はD校に、申立期間⑤はE校に、申立期間⑥はF校に、申立期間⑦はG校（現在は、H校）に、申立期間⑧はI校に、申立期間⑨はJ校に、申立期間⑩はK校に、申立期間⑪はL校に、申立期間⑫はM校に、申立期間⑬はN校に、申立期間⑭はO校に、申立期間⑮はP校に、それぞれ勤務していたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①から④までについて、Q県教育委員会から提出のあった申立人に係る臨時的任用教員カードの記録により、申立人が申立期間①はA校に、申立期間②はB校に、

申立期間③はC校に、申立期間④はD校に勤務していたことは認められる。

しかし、Q県R庁S部T課が平成19年3月に発行した「健康保険・厚生年金保険・雇用保険事務の手引」によると、Q県内の市立小中学校等の臨時的任用教職員（産休・育休代替等）に任用された者は昭和59年11月から厚生年金保険の被保険者とし（59年4月1日遡及適用）、その適用事業所は各市立小中学校の属する各市の教育委員会となると記載されているところ、申立期間①から④までの各校が属する市教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となったのは、全て同年4月1日であり、申立期間①から④までは、適用事業所となっていないことが確認できる。

さらに、申立期間①のA校は、当時の正式な記録が残っていないので申立人の勤務状況等は不明であるが、申立人は厚生年金保険には加入していないと思われると回答しており、申立期間②のB校は、申立人は臨時的任用教員であったことは確認できたが、それ以外の申立人に係る当時の資料を保管していないと回答している。また、申立期間③のC校及び申立期間④のD校は、当時の資料が無いと回答していることから、申立人の申立期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑤から⑦までについて、申立人は、申立期間⑤はE校に、申立期間⑥はF校に、申立期間⑦はG校にそれぞれ勤務したと申し立てている。

しかし、申立期間⑤から⑦までについて、上記の臨時的任用教員カードには申立人に係る当該期間の勤務学校名及び任用期間の記録が無く、申立期間⑤のE校、申立期間⑥のF校及び申立期間⑦のH校は、申立人の在籍が確認できなかつたと回答していることから、申立人の申立期間⑤から⑦までにおける勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、オンライン記録によると、申立期間⑤のE校が属するU市教育委員会及び申立期間⑥のF校が属するV市教育委員会が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和59年4月1日であり、申立期間⑦のG校が厚生年金保険の適用事業所となったのは54年4月1日であることから、申立期間⑤から⑦までは適用事業所となっていないことが確認できる。

申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫について、上記の臨時的任用教員カードの記録により、申立人が申立期間⑧はI校に、申立期間⑨はJ校に、申立期間⑪はL校に、申立期間⑫はM校に勤務していたことは認められる。

しかし、上記の「健康保険・厚生年金保険・雇用保険事務の手引」によると、県立高等学校は、各高等学校が厚生年金保険の適用事業所となると記載されているところ、申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫の各県立高等学校が厚生年金保険の適用事業所になったのは、申立期間⑧のI校は昭和59年4月1日、申立期間⑨のJ校及び申立期間⑪のL校は55年4月1日、申立期間⑫のM校は59年4月1日であり、申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫において適用事業所となっていないことが確認できる。

また、申立期間⑧のI校は、社会保険関係の文書は廃棄しているため、当時の詳細は不明と回答しており、申立期間⑨のJ校は、申立人の発令通知書以外の書類は文書保存期間超過により廃棄済みであると回答し、申立期間⑪のL校は、当時の資料が無く申立人の在籍が確認できないと回答しており、申立期間⑫のM校は当時の給与支払方法や社

会保険料控除について不明と回答していることから、申立人の申立期間⑧、⑨、⑪及び⑫における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間⑨、⑪及び⑫において、申立人は、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

申立期間⑩、⑬及び⑭について、上記の臨時的任用教員カードの記録により、申立人が申立期間⑩はK校に、申立期間⑬はN校に、申立期間⑭はO校に勤務していたことは認められる。

しかし、オンライン記録及び当該各高等学校に係る事業所別被保険者名簿によると、申立期間⑩のK校は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日から 57 年 4 月 1 日まで一人のみが資格取得しており、当該資格取得者に同校における厚生年金保険の取扱い等について照会したが回答を得られず、また、同校は、同氏の職務内容は分からないと回答している。

また、申立期間⑬のN校は、昭和 54 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり、同日から 55 年 7 月 1 日まで一人のみが資格取得しており、同校から提出された当該資格取得者に係る発令通知書によると、同氏の職名はQ県立学校業務補助員であると記載されており、臨時的任用教職員ではないことが確認でき、次に被保険者となった者の資格取得日は、59 年 4 月 10 日であり、申立期間⑬に同校において被保険者となっている者は確認できない。

さらに、申立期間⑭のO校は、昭和 55 年 4 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となり同日から 58 年 4 月 1 日まで一人のみが資格取得しているが、同校では、当該資格取得者の職務内容は業務補助員だったと回答している。

加えて、申立期間⑩のK校は、当時の任用書類は保管していないとしており、申立期間⑬のN校及び申立期間⑭のO校は、当時の厚生年金保険の手続は不明としていることから、申立人の申立期間⑩、⑬及び⑭における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

申立期間⑮について、P校から提出された同窓会名簿から、勤務期間は特定できないものの、申立人が同校に勤務したことは推認できる。

しかし、オンライン記録によると、P校は昭和 61 年 11 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間⑮は適用事業所となっていない。

また、P校は、申立人の履歴カードが見当たらず、社会保険料の取扱い等は不明であると回答していることから、申立人の申立期間⑮における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立人は、申立期間⑮において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①から⑮までにおける厚生年金保険料の事業主による給与からの控除について、これを確認できる関連資料は無く、周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑮までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 22 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで

A社(現在は、B社) C支社に勤務した申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、失業給付受給証明書の賃金日額から算出した標準報酬月額より低くなっているため、調査して正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社C支社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の標準報酬月額の記載内容に不自然な点はなく、標準報酬月額が遡って訂正される等の不適切な処理は見当たらない。

また、B社が保管している申立人の「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」によると、申立人が昭和 56 年 12 月 1 日に資格取得した際の標準報酬月額は 8 万円と記載されており、オンライン記録と一致している。

さらに、B社から提出された申立人の「厚生年金保険ヒストリー照会」によると、昭和 56 年 12 月 1 日から 57 年 8 月 1 日まで申立人の標準報酬月額は 8 万円で、当該標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

なお、申立人は、A社C支社の退職後に受給した失業給付に係る失業給付受給証明書を提出し、その賃金日額から算出すると、1か月の賃金はおおむね 32 万円になると申し立てている。しかし、申立人は同社に勤務していた期間に雇用保険の加入記録がなく、当該受給証明書を発行した公共職業安定所の担当者は、当該受給証明書における賃金日額はD社に勤務していたときのものであるとしている。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 21 年 4 月 30 日から 25 年 12 月頃まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。15 歳から 25 歳まで働いたのを覚えているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社は、現在のB農業協同組合が「C」という名称で引き継いでいるが、同事業所は申立期間当時の資料を保管しておらず、「申立人が申立期間に勤務していたかは確認できない。」旨回答している。

また、申立人は、自身が 25 歳までA社に勤務していたことを知る者として、二人の同僚及び申立人の親類の氏名を挙げたが、二人の同僚のうち所在が判明した一人は、「申立人について記憶が無い。」と回答しており、また、親類の者は、申立人が 25 歳まで同社に勤務したかについての記憶は曖昧であるため、これらの者から、申立人の申立期間における勤務実態について供述を得ることができなかった。

さらに、A社の社歴によると、申立期間中の昭和 21 年 10 月\*日に女子寄宿舍（寮）を含む 11 棟を焼失する大火事及び 24 年 6 月\*日には皇太后陛下の同社への行啓があったことが確認できるところ、申立人は寮が焼失した大火事について記憶は無く、焼失前の寮の名前は記憶しているが、焼失後の新たな寮の名前は「知らない。」旨供述している上、皇太后陛下の行啓についても「初めて聞く。」旨供述していることから、申立人が申立期間当時に勤務していたことをうかがうことはできない。

加えて、A社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿により、申立期間に同社で勤務し、所在の判明した従業員に、申立人の勤務状況について照会したが、申立人の勤務期間について記憶している者はおらず、申立期間における勤務実態について供述を得ることができなかった。

なお、A社に係る上記被保険者名簿には、申立人の資格喪失日は昭和 21 年 4 月 30 日

と記録されており、同年8月以降に書き換えられた健康保険労働者年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名の記載は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 13 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 10 月から 41 年 6 月まで  
② 昭和 41 年 7 月から 42 年 5 月まで  
③ 昭和 57 年 10 月から 58 年 6 月まで

A社に勤務していた期間のうち、申立期間①、②及び③の厚生年金保険の標準報酬月額が、それ以前の標準報酬月額と比較して低くなっている。確認できる資料は無いが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額を確認し、正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社に係る事業所別被保険者名簿によると、申立人の標準報酬月額は、申立期間①については、昭和40年10月の定時決定において従前の5万6,000円から4万5,000円に引き下げられ、41年6月まで記録されている。また、申立期間②については、昭和41年7月の随時改定により5万2,000円に引き上げられ、42年5月まで記録されている。さらに、申立期間③については、昭和57年10月の定時決定において従前の34万円から32万円に引き下げられ、58年6月まで記録されている。

これらのことについて、申立人は、当時の給与明細書等が無いものの、申立期間①、②及び③の標準報酬月額がそれ以前より低くなっていることに、納得がいかないとして申し立てている。

しかしながら、A社は平成13年9月5日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、事業主から回答を得られず、申立人の同社における厚生年金保険料控除等について確認することができない。

また、上記事業所別被保険者名簿で、昭和39年5月から58年10月までの期間において、継続して厚生年金保険の被保険者であった従業員28人について、標準報酬月額の推移を確認したところ、40年10月の定時決定で11人、41年10月の定時決定で3人、57年10月の定時決定で6人の標準報酬月額が下がっていることが確認できる。

さらに、申立期間①、②及び③に標準報酬月額が下がったことがあると確認できる従業員に照会したところ、回答のあった7人のうち5人の従業員は、「業務繁忙期に時間外労働が多く、それ以外の期間は多くなかった。」と回答しており、そのうち一人は「残業代が多かったので、標準報酬月額が下がったことがあっても、気にならなかった。」としており、別の一人は、「業務不振のため、標準報酬月額が数パーセントダウンしたことはあった。」としている。

加えて、申立期間③については、A社が昭和46年6月から加入していたB厚生年金基金の回答により、申立人の標準報酬月額は57年10月の定時決定で32万円と記録され、上記事業所別被保険者名簿の記録と一致することが確認できる。

なお、上記事業所別被保険者名簿において、申立人の申立期間における標準報酬月額等の記載内容に不備や遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡は無く、オンライン記録と一致している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から 32 年 12 月まで

申立期間にA社において営業職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間に同社において厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が同僚であったと記憶する者は、同人がA社に入社したとき（昭和 34 年 4 月）には、既に申立人は同社を退社していたが、昭和 31 年 4 月頃から 33 年 5 月頃までは申立人が同社に勤務していたことを上司から聞いた記憶がある旨回答していることから、申立人が申立期間に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、オンライン記録及び適用事業所検索システムからは、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。

また、上記同僚は、A社に勤務している間は、厚生年金保険料は控除されていなかった旨回答している上、当該同僚のオンライン記録では、同社勤務中の期間に国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

さらに、申立人が上司であったと記憶する者は、既に死亡していることから、A社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、A社を引き継いだものと考えられるB社の代表取締役は、当時のことは全く何も分からない旨供述しており、A社における申立人の勤務状況及び厚生年金保険の取扱いについて確認することができない。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生

年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 32 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には昭和 55 年 8 月 31 日まで在籍していたので、同年 9 月 1 日が正しい資格喪失日である。また、給与明細書等は無いが、同年 8 月の厚生年金保険料は控除されていたと思うので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は昭和 55 年 8 月 31 日であることが確認できるところ、申立人は同社に同日まで在籍していたので、同年 9 月 1 日が正しい資格喪失日であると申し立てている。

しかしながら、雇用保険の記録では、申立人のA社における離職日は昭和 55 年 8 月 30 日であることが確認でき、これは同社に係る事業所別被保険者名簿から、厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

また、A社に係る閉鎖登記簿謄本によると、同社は平成元年 12 月\*日に解散している上、同社の当時の代表取締役は死亡しているため供述が得られず、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除について確認することができない。

このため、上記登記簿謄本から確認できる役員であった複数の者に、申立人の申立期間における勤務実態や厚生年金保険料の給与からの控除等について照会したところ、経理責任者であった役員から回答があり、月の末日が休日だった場合は、最終出勤日を退職日としており、また、月末日喪失の従業員と翌月 1 日喪失の従業員がいた月は、給与計算を間違えないように注意していたことから、申立人の昭和 55 年 8 月の厚生年金保険料は控除していないと思う旨供述している。

さらに、申立人が記憶していたA社における同僚 5 人に照会を行ったところ、3 人から回答があり、二人は申立人を記憶しておらず、他の一人は申立人を記憶していたものの、申立人の退職日及び同社の厚生年金保険に関する取扱いについて明確な記憶が無い

ため、これらについて確認することができない。

加えて、上記被保険者名簿から、A社において申立人と同日に資格喪失していることが確認できる従業員4人に照会を行ったところ、一人から回答があったものの、申立人を記憶しておらず、同社の厚生年金保険に関する取扱いについて明確な記憶が無いため、これについて確認することができない。

なお、上記従業員4人のA社における雇用保険の記録を確認したところ、全員が申立人と同様、離職日は昭和55年8月30日であることから、厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿から、A社において勤務した時期は申立人と異なるものの、申立人と同様に月末日に資格喪失していることが確認できる複数の従業員に照会を行ったところ、5人から回答があったものの、具体的な供述を得られず、同社の厚生年金保険に関する取扱いについて確認することができない。

なお、上記従業員5人のうち一人（昭和55年12月31日付け資格喪失）は、「社会保険の取扱い等は覚えていないが、最終出勤日は仕事納めの12月30日で、同日付けで退職している。」と供述している上、当該従業員のA社における雇用保険の記録を確認したところ、離職日は昭和55年12月30日であることから、厚生年金保険の記録と符合していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

東京厚生年金 事案18900 (事案7600の再申立て)

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年12月31日から23年10月31日まで

A社(現在は、B社)に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたところ、勤務をしていたことはうかがえるものの、保険料控除が確認できない等の理由により、申立ては認められなかった。

しかし、新たに、申立期間当時に自分が所属していたA社C課職員22名を思い出したので、再度調査して申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に勤務していた同僚の供述から、期間は特定できないが、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、B社は、「A社の申立期間当時の従業員に関する人事記録や社会保険加入記録等の資料を保存していないことから、申立人の申立期間に係る勤務の実態や厚生年金保険料の控除等について確認することができない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時に厚生年金保険に加入した記録のある従業員に申立期間当時の勤務状況等を照会したところ、複数の従業員から回答があり、上述の1名の同僚から申立人を記憶しているとの回答が得られたが、申立人が申立期間に厚生年金保険料を控除されていたことがうかがえる供述は得られなかった。

一方、旧厚生年金保険法第59条の2では、昭和19年10月1日から22年5月2日までに被保険者が陸海軍に徴収又は召集された期間については、その厚生年金保険料を被保険者及び事業主共に全額を免除し、被保険者期間として算入する旨規定されているが、申立人は、20年4月に応召し、21年9月に復員したと申し立てているが、D県が保管する陸軍戦時名簿において、申立人が20年10月20日に復員を完了した旨の記録が確認でき、申立人の復員時期が同日として取り扱われていたと考えるのが自然であることから、同日から21年9月までの期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めることは困難であ

る。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

以上の理由から、申立期間について、平成22年3月17日付けで既に当委員会の決定に基づく年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、当該通知に納得できず、新たな資料として、申立期間当時、申立人が所属していたA社C課の元従業員22名の氏名一覧を提出し、「当該22名の元従業員のうちの誰かが自分のA社における勤務状況等について証言してくれるはずであるから、再調査してほしい。」と再申立てを行っている。

申立人が提出した上記氏名一覧に記載されている22名のうち、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、当該氏名一覧に記載されている人物と思われる16名を特定したが、既に死亡している4名のほかは、所在不明のため現住所を特定することができず、これらの者に対し、申立人の同社における勤務実態及び厚生年金保険料の控除等について確認できなかった。

以上のことから、申立人から提出のあった新たな資料については、当初の決定を変更すべき新たな事情に当たらず、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正9年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和20年9月25日から21年6月頃まで  
② 昭和24年5月31日から28年7月1日まで

A社B事業所（現在は、C社）に勤務した期間のうちの申立期間①及びD社に勤務した期間のうちの申立期間②の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間にそれぞれの事業所に勤務していたことは確かであり、特に申立期間②については、永年勤続の表彰状、講習の修了証書及び収入証明書を保有しており、勤務が証明できるので、それぞれの期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①における申立人のA社B事業所での在籍について、同事業所に在籍のまま、昭和19年8月頃に入隊し、外地で従軍した後、捕虜生活を経て、21年6月か7月頃に復員したと供述しているところ、申立人に係るE県発行の軍歴確認書により、申立人は、同事業所において資格喪失する約13か月前の19年8月15日に入隊し、21年6月22日に復員したことが確認できる。

他方、C社は、申立期間当時のA社B事業所に係る資料等は保存していないことから、申立人の同事業所における在籍期間等については不明としているが、C社から提出された社史（「A40年史」）には、A社では、昭和20年8月の戦争敗北により、当時建造中であつた船の工事は全て中止することになった旨の記述があり、同社では、終戦直後に事業活動を中止したことがうかがわれるところ、同事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、申立人の記録の前後580名のうちの過半数が、申立人の資格喪失日である昭和20年9月25日に資格を喪失しており、また、その翌日から同年12月31日までに資格喪失している者を合わせると8割以上の者が終戦直後に資格を喪失していることが確認できることから、同社では、終戦直後において、事業停止に伴い多数の人員整理を行ったことがうかがわれる。

また、A社B事業所に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿に記録がある者

のうち、連絡先が判明した2名に申立人及び申立期間当時の同社の状況について照会したところ、2名は申立人を知らず、仕事内容も申立人とは異なっていることがうかがわれるものの、そのうちの1名は、「徴用で入社した者の多くが終戦直後に辞めていったようだ。私も終戦後しばらくして退職した。」と供述しているところ、当該2名は、申立人と同じ「徴用」により同社に入社した旨供述している上、当該被保険者名簿から、当該2名の資格喪失日は、申立人と同日の昭和20年9月25日であることが確認できることから、申立人においても、他の従業員と同時期に雇用契約が解除されたものと推認できる。

このほか、申立期間①に係る申立人のA社B事業所における在籍及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②については、申立人が提出した昭和30年11月16日付けのF協会発行の申立人に係る勤続20年の表彰状、25年7月17日付けのD社発行の申立人に係る収入証明書及び複数の同社元従業員の供述から、申立人の申立期間②における勤務を推認できる。

そして、申立人及び同僚は、D社においては、雇用形態が社員の場合は固定給制であるが、歩合外務員の場合は固定給制ではなかった旨供述しているところ、申立人は、軍隊から復員後の昭和22年5月に同社に再入社したときの雇用形態は社員であったが、約1年半後に歩合外務員に変わり、その後、退職した昭和40年7月まで引き続き歩合外務員であった旨供述している。

しかしながら、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人と同じく昭和28年7月1日に同社において厚生年金保険の資格を取得した者は26名であることが確認できるが、申立人は、このうち13名は歩合外務員であり、いずれも当該資格取得日より前から同社に勤務していた旨供述しているところ、上記被保険者名簿から、同年7月1日より前の期間において当該13名の歩合外務員の同社における厚生年金保険の記録を確認することができないことから、当該13名は、同日に同社における厚生年金保険の資格を初めて取得したものと考えられる。

また、上記被保険者名簿から、昭和28年7月1日より前からD社の代表取締役であった者も同日付けで同社における厚生年金保険の資格を取得していることが確認できる。

このため、D社は、厚生年金保険に未加入であった社員や歩合外務員を昭和28年7月1日に一斉に加入させたと考えられ、申立人は、同社に社員として再入社した昭和22年5月20日に厚生年金保険の資格を取得し、雇用形態が歩合外務員に変更になった頃の24年5月31日に資格を喪失し、他の多数の歩合外務員が資格を取得した日である28年7月1日に再取得したと考えるのが相当である。

このほか、申立期間②に係る申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和16年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和34年3月1日から39年9月5日まで  
② 昭和42年1月1日から43年8月10日まで

日本年金機構からのはがきにより、脱退手当金が支給されていることを知った。申立期間②のA社には昭和41年6月6日から43年8月10日まで26か月間勤務していたのに、同社に勤務していた全期間ではなく、19か月間だけが脱退手当金の支給対象となっているのはおかしいし、不自然である。受給した覚えも無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間②において勤務したA社を退職後に婚姻し、姓が変わっているところ、同社退職後は、厚生年金保険には加入していないにもかかわらず、申立期間①に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同社に係る事業所別被保険者名簿における申立人の姓は、婚姻後の姓に変更されていることから、当該姓の変更は、脱退手当金の請求に伴い行われたものと考えるのが自然である。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を表す「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い。

なお、申立人に対する脱退手当金の支給記録は、A社の厚生年金保険の被保険者期間については、後半の昭和42年1月1日から43年8月10日までの19か月間のみで、前半の41年6月6日から42年1月1日までの7か月間の被保険者期間はその対象とされていないが、これは、同社が、41年12月末までは各営業所単位で厚生年金保険に加入していたところ、42年1月1日からは本社一括で厚生年金保険に加入することとなり、申立人については、41年6月6日から42年1月1日までの7か月間はB営業所で厚生年金保険に加入していたが、42年1月1日から43年8月10日までの19か月間はC本社で加入したために、それぞれの事務所を管轄する社会保険事務所が異なったことから、B営業所で加入していた期間が未支給となったものと考えられ、不自然とまでは言えない。

このほか、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる資料や周辺事情

は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年10月16日から42年9月1日まで  
年金受給開始時に社会保険事務所(当時)で、申立期間について脱退手当金を受給していることになっていると知った。その後、平成22年秋に、日本年金機構からハガキで連絡をもらった。会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間に申立人が勤務したA社B支店に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和42年9月1日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給資格を有する17名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む14名に支給記録が確認でき、その全員について3か月以内に支給決定がなされている上、連絡の取れた受給者7名全員が「脱退手当金の請求の手続は、会社が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約1か月後の昭和42年10月13日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和28年11月1日から32年8月23日まで  
② 昭和33年6月1日から36年12月28日まで

年金受給開始時に社会保険事務所（当時）で、申立期間について脱退手当金を受給していることになっていると知った。その後、平成22年秋に、日本年金機構からハガキで連絡をもらった。会社から脱退手当金についての説明を受けた記憶も無く、請求手続をしたことや脱退手当金を受け取った記憶も無いので、よく調べて脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間②において申立人が勤務したA社に係る事業所別被保険者名簿に記載されている女性のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和36年12月28日の前後2年以内に資格喪失し、脱退手当金の受給権を有する6名について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む4名に支給記録が確認でき、その全員について4か月以内に支給決定がなされている上、連絡の取れた受給者1名は、「脱退手当金の書類は自分で記入したが、社会保険事務所への請求の手続は、会社の社会保険担当者が行ってくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、上記事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を示す「脱」の表示が記されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和37年4月17日に支給決定されているなど、一連の当該脱退手当金の支給に係る事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から脱退手当金について聴取しても、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年10月10日から23年12月31日まで  
② 昭和24年9月30日から25年10月1日まで

A社（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間①及び②の厚生年金保険の加入記録が無い。同社には、昭和21年10月に入社して、義兄の経営するC社に入社するまで継続して勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A社に継続して勤務していたとしているが、B社の現在の事業主は、「当時の事業主であり、社会保険関係の責任者であった実父は、既に死亡している上、当時の資料は残っていない。」旨供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立人が記憶している同僚4人のうち、3人は既に死亡しており、残りの一人は所在不明のため、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿により、申立期間において厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる従業員20人のうち、所在が確認できた一人に照会したところ、当該従業員は、「申立人のことは記憶に無い。」旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態について確認できない。

一方、A社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿、厚生年金保険手帳記号番号払出簿及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳に記載されている申立人の被保険者資格取得日は、いずれも昭和23年12月31日であり、また、同名簿及び同台帳に記載されている申立人の被保険者資格喪失日についても、24年9月30日で一致しており、社会保険事務所（当時）の不合理な処理はうかがえない。

このほか、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月 1 日から 55 年 1 月 10 日まで

A社に総務担当として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間の途中で結婚し継続勤務していたので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間当時、A社において被保険者記録を有している複数の同僚等の供述から、申立人は、勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に係る商業登記簿謄本によると、同社は平成9年8月\*日に解散しており、オンライン記録によれば、申立期間における同社の代表取締役は16年に死亡していることから、申立人の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、A社の当時の取締役総務部長は、「申立人の申立期間における厚生年金保険の加入状況については覚えていない。当時の経理担当取締役以外に分かる者はいないと思う。」旨供述しているところ、当時の経理担当取締役は、同社が解散する前の平成9年6月23日に、同社の業務を引き継ぐために同名の会社を設立し、当該会社の代表取締役に就任しているが、連絡が取れないことから、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、申立人が申立期間当時にA社の経理担当であったとする同僚は、オンライン記録及び同社に係る事業所別被保険者名簿に氏名が見当たらないことから、申立人の申立期間当時における厚生年金保険料の控除について確認できない。

一方、申立人のA社における雇用保険の取得日は、昭和55年1月10日と記録されており、厚生年金保険の資格取得日と一致していることが確認でき、加えて、同社に係る事業所別被保険者名簿において、申立期間に健康保険番号の欠番は無く、不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 7 月 1 日から 35 年 6 月 1 日まで  
A 法人で勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において、A 法人の保育園に継続して勤務していたとしているが、同法人は、「申立期間当時の資料は保存していない。」旨供述しており、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、申立期間当時における A 法人の事業主は既に死亡しており、申立期間当時の保育園長からは、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる供述は得られない。

さらに、申立人は同僚二人の名前を記憶しているところ、そのうち一人は、「昭和 34 年 4 月に A 法人の事務担当で入社したが、申立人の名前を思い出せない。」旨供述しており、残りの一人は、所在が不明である。

加えて、A 法人に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間に同法人で被保険者資格を有する従業員 20 人のうち、所在が判明した 7 人に照会したところ、3 人から回答があり、このうち二人は、「申立人が A 法人の B 保育園で勤務していたことを覚えているが、勤務期間までは覚えていない。」旨供述しており、残りの一人は、「申立人を知らない。」旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から平成18年6月10日まで

A社に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間中、同社には継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、申立人から提出のあった支給明細書、A社総務人事部のアルバイト給与台帳を元にした回答から判断すると、申立人が申立期間の一部において同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社総務人事部は、「申立人の雇用形態であるアルバイトについては、当時も現在も厚生年金保険には加入させていない。」旨供述している上、申立人が提出した支給明細書において、厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「A社では、健康保険に加入していなかった。」旨供述している上、申立人は、平成13年9月14日から現在まで国民健康保険に加入していることが確認できる。

さらに、オンライン記録から、申立期間当時に加入記録があり、住所の判明した複数の従業員に照会したが、そのうちの一人は、「A社では、私がアルバイトであった期間を含めて、アルバイトは厚生年金保険、健康保険及び雇用保険には加入しておらず、短期のアルバイト契約を更新し、20年以上アルバイトの職制だった人もいた。」旨供述しているなど、申立人が申立期間において厚生年金保険被保険者として保険料控除されていたことを確認することができなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚

生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 4 月 1 日から 61 年 3 月 15 日まで  
② 平成 3 年 4 月 1 日から 19 年 4 月 19 日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間①の厚生年金保険の加入記録が無い。厚生年金保険の記録では、同社の新規適用日が昭和 61 年 3 月 15 日となっているが、私の記憶では、54 年 4 月に新規適用事業所となり、当該期間中、同社に継続して勤務し、厚生年金保険料が給与から控除されていたはずなので、申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、A社に勤務した期間のうち、申立期間②の厚生年金保険の標準報酬月額が実際に給与から控除されていた保険料に見合う標準報酬月額と相違している。同社では、代表取締役であったが、申立期間②当時、自身の標準報酬月額を引き下げた覚えは無いので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、A社の代表取締役として在籍していたことが同社の商業登記簿謄本により認められ、同社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、A社の事業所別被保険者名簿によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、オンライン記録のとおり、昭和 61 年 3 月 15 日であり、申立期間①は厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

また、申立人がA社の新規適用日であると主張する昭和 54 年から 61 年までの期間について、B社会保険事務所（当時）管轄の適用事業所名簿の政府管掌「C」項及び組合管掌「D」項を確認したが、申立人の主張する時期に同社が厚生年金保険の適用事業所であったとする資料は確認できなかった。

さらに、昭和61年3月15日にA社で厚生年金保険被保険者資格を取得した元従業員は、「当時、私は59年頃に同社に入社したが、その際に、厚生年金保険等の社会保険に加入を希望したところ、人事担当者から、同社が厚生年金保険等の社会保険に未加入であることを理由に断られたため、自分自身は、住所地の国民健康保険に加入し、保険証を区役所から受領していたので、同社が申立期間①に厚生年金保険に加入していたということは考えられない。」旨供述している。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、当時、A社の厚生年金保険等の手続及び届出業務を担当していた社会保険労務士は、「私は、当時、申立人を含むA社全従業員の給与計算等を担当し、同社の厚生年金保険を含む社会保険諸手続を担当していたが、申立人に係る標準報酬月額の手続については、申立人の指示に従って毎回、20万円で届出を行っており、申立人は諸手続をする際に届出書類を確認し代表者印を自ら押していた。」旨供述している。

また、申立人は当該期間に係る保険料控除額を確認できる資料を保管していないとしている。

このほか、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

一方、当委員会では、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき記録訂正が認められるかを判断しているところであるが、特例法第1条第1項ただし書では、特例対象者（申立人）が、当該事業主が厚生年金保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合については、記録訂正の対象とすることはできない旨規定されている。

そのため、仮に、申立期間①に申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除され、申立期間②に申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとしても、申立人は、上述のとおり、特例法第1条第1項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当していると認められ、申立期間については、特例法に基づく記録訂正の対象とすることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和2年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年4月1日から31年4月1日まで  
平成22年9月に、日本年金機構からのハガキを受け取り、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、脱退手当金をもらった記憶は無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和31年5月31日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社B支社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす14人の脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む11人に支給記録が確認でき、11人全員が資格喪失日から6か月以内に支給決定がなされていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和31年5月31日に支給決定されているほか、申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）に給付記録が記されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 2 月 1 日から 43 年 8 月 31 日まで  
日本年金機構から脱退手当金の確認はがきが届き、脱退手当金の支給記録があるのを初めて知った。  
しかし、私は、脱退手当金の請求及び受給をしたことは無いので、支給記録を取り消してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 43 年 10 月 17 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年 8 月の前後 4 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 12 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、8 人について支給記録が確認でき、そのうち 7 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 3 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録が有る複数の者は、事業所が脱退手当金の請求手続をし、退職金と共に当該脱退手当金を受領した旨の供述をしていることを踏まえると、同社は脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 1 か月半後の昭和 43 年 10 月 17 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和12年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年12月2日から37年2月3日まで  
年金記録の確認はがきにより脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間に勤務したA社B工場に係る事業所別被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和37年5月10日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 2 月 1 日から 40 年 2 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 2 月 2 日から 46 年 1 月 1 日まで

日本年金機構から届いたはがきを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録があることを改めて知った。脱退手当金については、受け取った記憶は無いので、受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 46 年 3 月 5 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②に勤務していたA社（現在は、B社）の事業所別被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年 1 月の前後 2 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格のある 33 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人について支給記録が確認でき、そのうち 15 人が厚生年金保険被保険者資格喪失日から 4 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録がある者 6 人が、事業所が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求したものと考えられる。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 46 年 3 月 5 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いというほかにも脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年8月1日から38年10月21日まで  
平成7年に、A社の厚生年金保険の加入期間が、脱退手当金支給済期間であることを知らされたが、受け取った記憶は無い。今回確認はがきがきたので申立てをした。脱退手当金を受け取っていないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和39年4月21日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間に勤務していたA社の事業所別被保険者名簿において、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である38年10月21日の前後5年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格の有る者は、申立人を除き一人いるが、その者にも脱退手当金の支給記録が確認でき、厚生年金保険被保険者資格喪失日から2か月で支給決定がなされている上、その者は、同社が脱退手当金の請求手続をした旨の供述をしていることを踏まえると、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性を否定できない。

また、上記被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱退」の表示が記されているとともに、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から6か月後の昭和39年4月21日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかに受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和22年10月1日から23年1月12日まで  
② 昭和23年1月22日から31年8月3日まで

平成20年に、知人から脱退手当金のことを聞き、同年10月に社会保険事務所（当時）で確認したところ、脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和31年11月6日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間②において勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失月である同年8月の前後2年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給要件を満たす31名の脱退手当金の支給記録を調査したところ、28名について支給記録が確認でき、その全員が厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、当該支給決定の記録の有る複数の元従業員は、「会社が手続をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の保険給付欄には、厚生年金保険の資格喪失に伴う被保険者期間や脱退手当金支給額の計算の記録が認められる上、当該脱退手当金は、その支給額に計算上の誤りは無く、A社における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和31年11月6日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかにも受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給してないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 15 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 10 月 1 日から 31 年 12 月 26 日まで  
② 昭和 32 年 4 月 1 日から 33 年 9 月 3 日まで  
③ 昭和 33 年 11 月 18 日から 35 年 9 月 2 日まで

平成 22 年 9 月頃、日本年金機構から届いた確認ハガキを見て、申立期間について脱退手当金の支給記録が有ることを初めて知った。

しかし、私には、脱退手当金を請求した記憶も、受給した記憶も無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人については、オンライン記録において、申立期間に係る脱退手当金が昭和 36 年 3 月 30 日に支給決定されていることが確認できるところ、申立人が申立期間③において勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である 35 年 9 月 2 日の前後 5 年以内に資格喪失した女性であって、脱退手当金の受給資格の有る 40 人について脱退手当金の支給記録を調査したところ、16 人に支給記録が確認でき、そのうち 9 人は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 6 か月以内に支給決定がなされている上、当該支給決定の記録が有る複数の同僚は、事業所が脱退手当金の請求手続をしてくれた旨の供述をしていることを踏まえると、同社は、脱退手当金の代理請求手続を行っており、申立人の脱退手当金についても、同社が代理請求した可能性が高いものと考えられる。

また、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間③に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 36 年 3 月 30 日に支給決定されているなど、当該脱退手当金の支給に係る一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、脱退手当金については、受給した記憶が無いというほかには受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 29 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年1月1日から3年11月30日まで

A社に代表取締役として勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、申立期間より前の期間の標準報酬月額より極端に低くなっている。社会保険料の滞納を整理するため、少しだけ標準報酬月額を下げればよいと言われて同意したが、極端に低すぎるので、標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成3年11月30日の後の4年2月3日付けで、遡って8万円に減額訂正されていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本によると、申立人は申立期間及び上記減額訂正処理日において、同社の代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所（当時）に呼び出され、滞納している社会保険料について、自らの標準報酬月額を減額することにより相殺する説明を受け、同意した旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、A社の代表取締役として自らの標準報酬月額の減額訂正に同意しながら、当該処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 35 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 12 月 1 日から 2 年 6 月 1 日まで  
A 市立病院に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同病院に勤務したことは確かなので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 市は、保管している申立人に係る「基準給与簿」から、申立人が申立期間に A 市立病院に非常勤職員として勤務していたとしており、申立人が申立期間に同病院に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A 市は、上記「基準給与簿」によると、申立人の給与から健康保険料は控除されているが、厚生年金保険料は控除されていないことから、申立人を厚生年金保険に加入させていないとしている。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和7年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年10月1日から38年7月1日まで

A事業所（現在は、B社）に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に支給されていた給与額に見合う標準報酬月額と相違しているので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、新聞広告により、A事業所が、申立期間前に勤務していた会社の月給より3,000円くらい高い2万3,000円くらいの初任給で従業員を募集していたので、昭和37年10月1日にA事業所に転職したことを記憶しており、申立期間の標準報酬月額が1万8,000円ではなく、2万3,000円であると主張している。

しかしながら、B社から提出された「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」（写し）によると、申立期間における申立人の報酬月額は1万7,500円で、標準報酬月額は1万8,000円と決定されており、A事業所に係る事業所別被保険者名簿の標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、上記被保険者名簿によると、A事業所に勤務する前に製靴会社に勤務したことがある従業員で、申立人とほぼ同時期（昭和37年10月8日）に同事業所に入社した者も、被保険者資格取得時における標準報酬月額は、申立人と同額の1万8,000円となっている。

さらに、B社は、上記決定通知書のほかに申立期間当時の資料を保存しておらず、申立期間当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料控除額等について確認することができないとしている。

加えて、上記被保険者名簿には、申立人の標準報酬月額に係る記録が遡って訂正が行われる等の不自然な処理は見当たらない。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確

認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 東京厚生年金 事案 18935 (事案 635 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和6年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和29年10月26日から31年10月1日まで  
A社(現在は、B社)に勤務した期間のうち、同社C支局に勤務した申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い旨を第三者委員会に申し立てたが、記録訂正は必要でないとの通知を受けた。しかし、納得できないため、再度調査して、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社C支局の同僚の供述等から、申立人は、申立期間当時に同社同支局に勤務していたことは認められるが、申立人が申立期間に給料から厚生年金保険料の控除が無かったことを認める供述をしていること、上記同僚は、同社本社に勤務後に厚生年金保険の加入手続きが行われていたと思うとの供述をしており、当該同僚の厚生年金保険被保険者の資格取得日は、同社本社勤務となった時期とおおむね一致していることなどから、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成20年10月1日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

これに対し、申立人は、A社C支局及び同社D営業所の同僚の中には、同社本社の勤務経験が無いにもかかわらず、厚生年金保険被保険者資格を取得している者がいることから、上記通知に納得できないとして再申立てしている。

しかしながら、申立人に再確認したところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における資格取得日である昭和31年10月1日に同社本社に異動しており、それまでの同社C支局勤務時には、給与から厚生年金保険料は控除されておらず、健康保険証も受け取っていないと供述している。

また、申立人がA社本社の勤務経験が無い二人が厚生年金保険被保険者資格を取得しているとの主張については、一人は同社本社に異動した後に資格取得していることが確

認でき、残る一人は同社本社に異動していないが、医療を受けるために、同社本社に社会保険加入を申し出た旨供述しているが、申立人から同社C支局勤務時の申立期間において、社会保険の加入を同社本社に申し出たとの供述は無い。

なお、オンライン記録及び適用事業所検索システムによると、申立期間当時、A社本社は厚生年金保険の適用事業所となっているが、同社C支局及び同社D営業所は適用事業所とはなっていないことが確認できる。

このほか、当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらず、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 10 月 1 日から 4 年 5 月 21 日まで  
A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が、実際の給与支給額と相違しているため、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に再入社（平成 2 年 2 月）した際の給与額は 50 万円ぐらいであり、その後に給与が引き下げられたことは無いので、申立期間に係る標準報酬月額が 30 万円となっているのは事実と相違している旨申し立てている。

一方、申立期間当時、標準報酬月額の定時決定は、5月から7月までの報酬額の平均額を基に決定が行われていたところ、A社の元取締役から提出された平成 2 年 11 月 20 日付け及び 3 年 8 月 31 日付けの社会保険事務所（当時）の確認印が押されている健康保険厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書によると、同社が届け出た申立人の 2 年 5 月から同年 7 月まで及び 3 年 5 月から同年 7 月までの報酬月額に見合う標準報酬月額は 30 万円となることが確認でき、オンライン記録の標準報酬月額と一致している。

また、申立人は、平成 4 年 5 月 20 日にA社を退職し、同年 6 月 2 日から雇用保険の基本手当を受給していることが雇用保険受給資格者証で確認できるところ、その際の離職時賃金日額から同社での 1 か月当たりの給与額を計算すると、おおむね 30 万円となる。

さらに、A社の元取締役は、申立人は、体調不良を理由に一度退職し、療養後に再入社をしたと思うが、体力的な理由で、隔日勤務等の変則勤務になったため、給与が減額となったのではないかと供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申

立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成10年4月1日から12年3月16日までの期間の厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正及び同年3月16日から13年1月1日までの期間の厚生年金保険の被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年4月1日から13年1月1日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の一部の厚生年金保険の標準報酬月額が実際の給与額より低くなっており、申立期間の一部の加入記録が無い。申立期間の月別給料一覧表、所得税の確定申告書及び所得税源泉徴収簿などを提出するので、正しい記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人のA社における標準報酬月額は、当初、平成10年3月から11年5月までは38万円、同年6月から12年3月までは47万円と記録されていたところ、同年4月10日付けで遡って9万2,000円に減額訂正が行われ、また、当該減額訂正後に記録されていた標準報酬月額は、当初、同年4月から同年9月までは9万2,000円、同年10月から同年12月までは9万8,000円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日（平成13年5月16日）の後の13年6月5日付けで、12年10月の定時決定の記録が取り消され、同年3月16日に遡って資格喪失処理されていることが確認できる。

さらに、申立人から提出された月別給料一覧表及び所得税源泉徴収簿から、申立期間に申立人が主張する標準報酬月額に基づく保険料が給与から控除されていたことが確認できる。

しかしながら、A社の商業登記簿謄本によると、申立人は、申立期間に代表取締役役に就任していたことが確認できる上、上記資格喪失処理時に代表取締役であったことが確認できる。

また、申立期間当時にA社において社会保険事務を担当していた取締役は、同社は経営状況が厳しかったために社会保険料の滞納について申立人と二人で社会保険事務所（当時）へ相談に行ったところ、社会保険事務所の職員から事業主の標準報酬月額を引

き下げる指導を受けて手続を行った旨供述している。

さらに、上記取締役は、社会保険事務所の職員から滞納額を減らすために社員全員の資格喪失日について、遡って喪失処理をするので、国民年金に加入するように言われた旨供述している。

これらの事情を総合的に判断すると、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役は、会社の業務としてなされた当該行為に責任を負うべきであり、当該訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額及び被保険者資格喪失日に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 47 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 8 月 31 日から同年 9 月 1 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。同社に平成 7 年 8 月 31 日まで勤務した記憶があるので、申立期間も厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における雇用保険の離職日は、平成 7 年 8 月 30 日と記録されており、申立期間の勤務が確認できない。

また、A社から提出された申立人に係る厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しにおける資格喪失日は、平成 7 年 8 月 31 日と記載されており、オンライン記録における厚生年金保険の被保険者資格喪失日と一致している。

さらに、A社に係るオンライン記録から、申立期間前後に同社に在籍していた従業員 15 人について厚生年金保険の被保険者資格喪失日を確認した結果、ほとんどの従業員の資格喪失日は 16 日であることが確認できるとともに、同社は、「給料の締め日は毎月 15 日。」と回答していることから、申立期間当時、同社では厚生年金保険の被保険者資格喪失日を給料の締め日の翌日で届け出ていることがうかがえる。

加えて、申立期間当時、A社において勤務していた複数の従業員に申立人の勤務状況について照会したところ、申立人の同社における勤務期間を記憶している者はいなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。